

水巻町環境基本計画



平成 23 年 3 月
水 巻 町

ご あ い さ つ

今日、地球温暖化や異常気象などの世界的な規模での環境の悪化が進んでおり、また、緑地の減少、公害問題など自然環境・生活環境について大きな影響を及ぼす様々な事象も発生しております。

本町においては、多くの方々のご努力のおかげで、近年、環境に関する大きな問題は起こっておりませんが、先人たちが創り受け継いできた本町の環境を守るとともに、新たな豊かさを見出して次世代に引き継いでいかななくてはなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが環境問題は身近な問題であると認識し、日常生活や事業活動の中の様々な場面において、環境に調和し、配慮した行動をとる必要があります。

このような中、本町では急務となっておりました「水巻町環境基本計画」を策定しました。本計画により、本町の環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進を図ってまいります。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、貴重なご意見とご提言をいただきました住民の皆様、そして、水巻町環境審議会の委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成 23 年 3 月

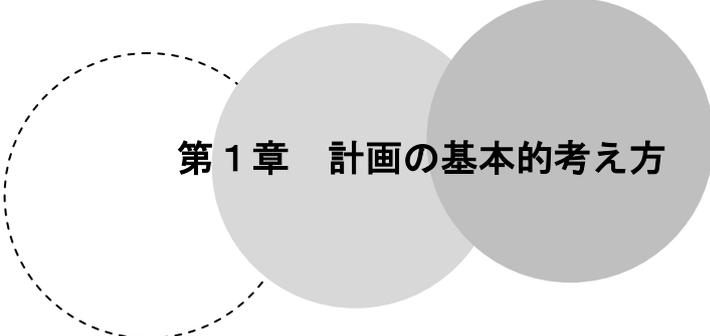


近 藤 進 也

水巻町環境基本計画 目次

第1章 計画の基本的考え方	1
第1節 計画策定の背景	2
(1) 国際的な動向	2
(2) 国の動向	3
(3) 福岡県の動向	5
第2節 計画策定の目的・役割	6
第3節 計画の位置づけ、計画の期間	8
第4節 環境のとらえ方と範囲	9
第2章 環境の現状と課題	10
第1節 本町の概要	11
(1) 地勢・自然等	11
(2) 人口及び世帯数	12
(3) 産業	12
第2節 生活環境の状況	13
(1) 上水道の状況	13
(2) 下水道の状況	13
(3) 遠賀川水質データ	14
(4) 大気汚染物質	15
(5) JR乗降客数の推移	16
第3節 自然環境の状況	17
(1) 地目別総面積の推移	17
(2) 水巻町の降水量と気温の状況	18
第4節 循環型社会の状況・環境への意識	19
(1) ごみ処理の内訳	19
(2) ごみ収集状況	20
(3) 環境への意識	21
第3章 基本目標	24
第1節 基本目標	25
第2節 施策の展開（体系）	26

第4章 施策の展開	28
第1節 生活環境	29
(1) 水環境の保全	30
(2) 大気・道路環境の保全	32
(3) 騒音・振動への対策	34
第2節 自然環境	35
(1) 緑・土壌環境の保全	36
(2) 河川の保全・身近な自然（植物・動物）の保全	38
第3節 社会環境	40
(1) 歴史・文化資源の継承	41
(2) 景観の整備	42
第4節 地球環境	44
(1) エネルギーの効率化の促進・新エネルギーの検討	45
第5節 循環型社会構築への取り組み	47
(1) ごみの分別の促進	48
(2) ごみ減量化の促進	49
(3) 適切な回収体制の確立	53
第6節 環境学習推進に向けた取り組み	54
(1) 環境学習推進のための啓発	55
(2) 学校教育における環境学習の推進	56
(3) 生涯学習における環境学習の推進	58
(4) 環境に関する情報の周知	60
第5章 計画の進行管理	61
第1節 計画の推進体制	62
(1) 水巻町環境審議会の拡充	62
(2) 庁内の推進体制の整備	62
(3) 継続的な環境施策の実施	63
(4) 環境情報の収集および提供	63
(5) 広域的な連携の推進	63
(6) 財源の確保	63
第2節 協働体制	64
第3節 進行管理	65



第1章 計画の基本的考え方

第1節 計画策定の背景

第2節 計画策定の目的・役割

第3節 計画の位置づけ、計画の期間

第4節 環境のとらえ方と範囲

第 1 章 計画の基本的考え方

第 1 節 計画策定の背景

(1) 国際的な動向

環境を取り巻く世界情勢は、現在大きな転換期を迎えています。

1997 年 12 月に京都で開催された気候変動に関する国際連合枠組条約・第 3 回締約国会議 (COP3) において、温室効果ガス¹6 種について、第 1 約束期間 (2008~2012 年) 中に、先進国全体の合計排出量を 1990 年比で少なくとも 5% の削減目標などを示した「京都議定書²」が採択されました。

2008 年 7 月に行われた第 34 回主要国首脳会議 (北海道洞爺湖サミット) では、2050 年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも 50% 削減するという長期目標を世界全体の目標として共有していくことが提言されました。

また、2013 年以降の温室効果ガス削減に関する国際的枠組みづくり (ポスト京都議定書) についても検討が進んでいますが、2009 年 12 月にデンマークのコペンハーゲンで開催された第 15 回締約国会合 (COP15) においては、国際社会がどのような目標を定め、約束するのか、その枠組みについて、確かな合意は実現されませんでした。

一方、生物多様性³については、1992 年リオ・デ・ジャネイロにおいて開催された環境と開発に関する国連会議 (地球サミット) において「生物多様性条約」が採択されてから、2002 年には COP6 において「2010 年目標」が採択、2006 年の COP8 では「生物多様性保全における企業の役割の重要性」が指摘されるなど、動きが加速しています。そして、第 10 回目の締約国会議「COP10」が 2010 年 10 月、愛知県名古屋市で開催されました。

1 温室効果ガス

一般に、太陽放射に対しては比較的透明で、地表からの赤外放射に対しては不透明な性質をもった気体のこと。主なものには水蒸気、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどがある。

2 京都議定書

1997 年 12 月に京都で開催された、気候変動枠組条約第 3 回締約国会議 (COP3) において採択され、2000 年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。日本においては 2008~2012 年の間に、温室効果ガスを 1990 年比で 6% 削減することが求められている。

3 生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。この生物多様性の保護に関して、生物種、生態系および遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が 1993 年 12 月、157 カ国の締約によって発効した。

(2) 国の動向

我が国は、「京都議定書」において、第1約束期間（2008～2012年）に1990年比6%の削減目標が課せられました。この目標達成のため、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」が策定され、国民的プロジェクトである「チーム・マイナス6%」などが展開されています。平成20年3月にはこの計画の改定が閣議決定され、目標達成に向けた対策が進められています。

さらに、平成18年4月には第3次環境基本計画が閣議決定され、平成20年7月には、2050年までの長期目標として、温室効果ガスを現状から60～80%削減する目標を掲げた「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定されるなど、環境行政を取り巻く状況は変化し続けています。

平成21（2009）年9月22日、京都議定書後の2013年以降の地球温暖化対策の国際的枠組み構築を目指し、国連気候変動サミットにおいて2020年までに1990年比25%の温室効果ガス削減の中期目標を「国際公約」として表明し、また途上国の削減努力への資金援助などの支援体制も示すことで、日本の主導的役割をアピールしました。

一方、生物多様性については、条約に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を体系的に取りまとめ、「生物多様性国家戦略」として、目標や取組指針を明らかにしています。

■環境基本計画の国の流れとポイント

環境基本計画は、国や自治体（または企業）が定める環境全般に関する長期計画で、この計画に基づき、具体的な実施計画や施策が講じられます。

日本では、環境基本法に基づき国の定めた環境基本計画（第一次計画は平成6年に閣議決定）があり、現在は第三次環境基本計画（平成18年4月）となっています。

■これまでの国の流れ

◆第一次環境基本計画（平成6年）

- 環境政策の理念 【循環】【共生】【参加】【国際的取り組み】
- 環境政策のリストアップと体系化

◆第二次環境基本計画（平成12年）

- 地球温暖化対策など重点的に取り組むべき11項目の戦略プログラムの設定による、重点課題の明確化と実効性の確保
- 環境政策の指針 【汚染者負担の原則】【環境効率性】【予防的な方策】【環境リスク】
- あらゆる場面への環境配慮の織り込み

Point 1 環境・経済・社会の統合的向上

「より良い環境のための経済」と「より良い経済のための環境」、「より良い環境のための社会」と「より良い社会のための環境」の実現、すなわち、環境への取り組みが経済、地域コミュニティを活性化させ、経済、地域コミュニティが活性化することが環境を良くし、100年後の世代にも伝えられるライフスタイルへの転換を目指します。

Point 2 住民、企業など各主体へのメッセージの明確化

地球温暖化問題に対する取り組みや循環型社会の構築のための取り組みなど、各重点プログラムにおいて、主体ごとの役割を明記します。

Point 3 可能な限り定量的な目標・指標による進行管理

計画の進捗状況を数値で表す指標を設定し、環境の状況・取り組みの状況などを進行管理します。

Point 4 2050 年を見据えた新長期ビジョン

長期的な視野を持った取り組みに関する「新長期ビジョン」を示し、長期的な取り組みを推進します。

※今後、世界規模の人口問題や環境問題の発生が予測されるなか、50年という長期的な視野を持った取り組みが必要ということ

(3) 福岡県の動向

福岡県では、平成 15 年 3 月に策定された「福岡県環境総合基本計画」[平成 15～24 年度]（2003～2012 年度）では、県民・事業者・行政みんなで目指し、次世代に引き継いでいく福岡県の環境像を『恵まれた山、川、海の福岡県 知恵と工夫でつなぐ未来』として取り組みが進められています。計画では 5 つの柱ごとの環境の将来像（ビジョン）、「自然環境の保全と創造」・「生活環境の保全」・「循環型社会の形成」・「地球環境問題への取組」・「各主体の自主的な環境保全の取組とネットワーク化」が設定されています。

また、24 のテーマを取り上げ、県で特に課題となっている事柄や、県民・民間団体・事業者・行政が協働して展開する重点行動が示されています。

■ 計画の 5 つの柱ごとの環境の将来像（ビジョン）と 24 のテーマ

「自然環境の保全と創造」

- ①生物多様性の保全、希少野生生物の保護
- ②森林環境の保全・適正利用
- ③身近な自然の保全・再生
- ④まちの緑、水辺の保全・創造
- ⑤自然とのふれあいの推進

「生活環境の保全」

- ①きれいな空気の確保
- ②静かな居住環境の確保
- ③水環境の保全（健全な水循環の確保）
- ④土壌環境の保全
- ⑤化学物質の適正な管理
- ⑥快適な生活環境の創造

「循環型社会の形成」

- ①廃棄物等の発生の抑制
- ②リユース・リサイクルの推進
- ③技術開発の促進と環境産業の育成
- ④一般廃棄物の適正処理の推進
- ⑤産業廃棄物の適正処理の推進
- ⑥不法投棄の防止

「地球環境問題への取組」

- ①温室効果ガスの排出削減（省エネルギー社会の形成）
- ②温室効果ガス吸収源の確保
- ③フロンガス対策、酸性雨対策
- ④環境国際協力の推進

「各主体の自主的な環境保全の取組とネットワーク化」

- ①環境教育、環境学習の推進
- ②環境情報のネットワーク化と活用
- ③自主的取組の促進とパートナーシップ

第2節 計画策定の目的・役割

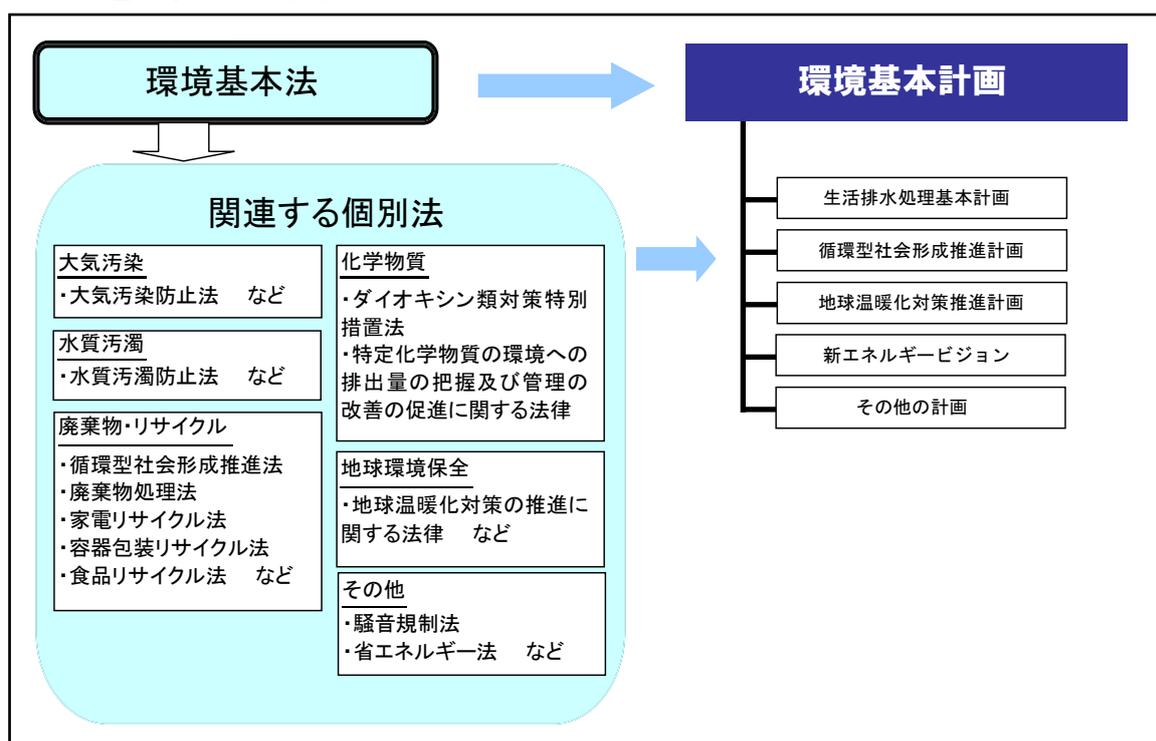
近年、本町においても農地の宅地化が進むなど、自然環境や生活環境の保全には、町全体をあげての意識啓発や取り組みが重要となります。加えて、私たちの暮らしを、便利さや物を優先する生活様式から、地球にやさしい生活様式へ変えていく必要があり、そのためには、すべての資源を有効に活かす資源循環型社会へ転換していかなければなりません。

最近の環境問題は、地球温暖化などにみられるように、私たちの日常生活や日々の事業活動に起因するなど、あらゆることが関わってきており、住民・行政・事業者等の住民一人ひとりが環境を保全する視点に立って行動することが求められています。

今後の環境施策において、本町の環境の現状と課題を踏まえ、目指す基本指針を考え、良好な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、本町の環境の保全に関する総合的・長期的な方針を示し、住民・行政・事業者の全ての主体がそれぞれの立場で環境への負荷を低減していくことを目指して、「水巻町環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、まちづくりを環境面から具体化する計画であり、総合的かつ計画的な環境づくりを進めるための指針となります。また、本計画では、住民・行政・事業者の役割を明らかにし、この三者が協働して環境づくりを進めていくことを示しています。また、本町に関わる全ての人を対象として本計画の推進を図るため、全ての取り組みについては、「家庭」（住民）での取り組みを基本にして記載しています。

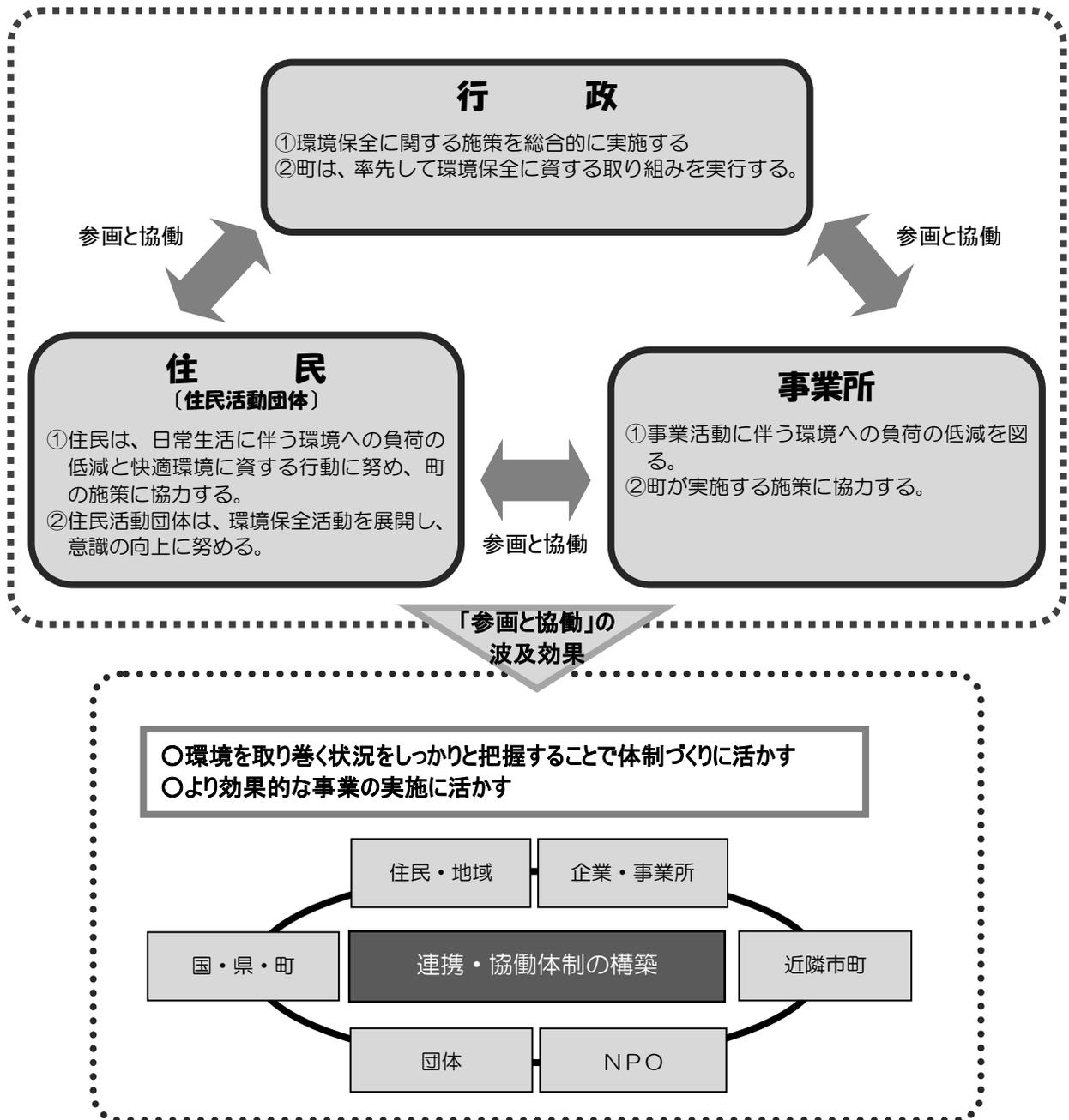
■ 関連する法律・計画



本計画は、住民・行政・事業者がそれぞれの役割を認識し、継続的に、協働して取り組むことが不可欠であり、それにより本町の環境づくりが前進します。

その中で、行政の役割は計画の実現に向けて、環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進することであり、各主体の環境に対する取り組み・行動を促進していく仕組み・制度の整備を進めます。

■ 住民・行政・事業所の各主体の役割、連携・協働体制イメージ図（案）



第3節 計画の位置づけ、計画の期間

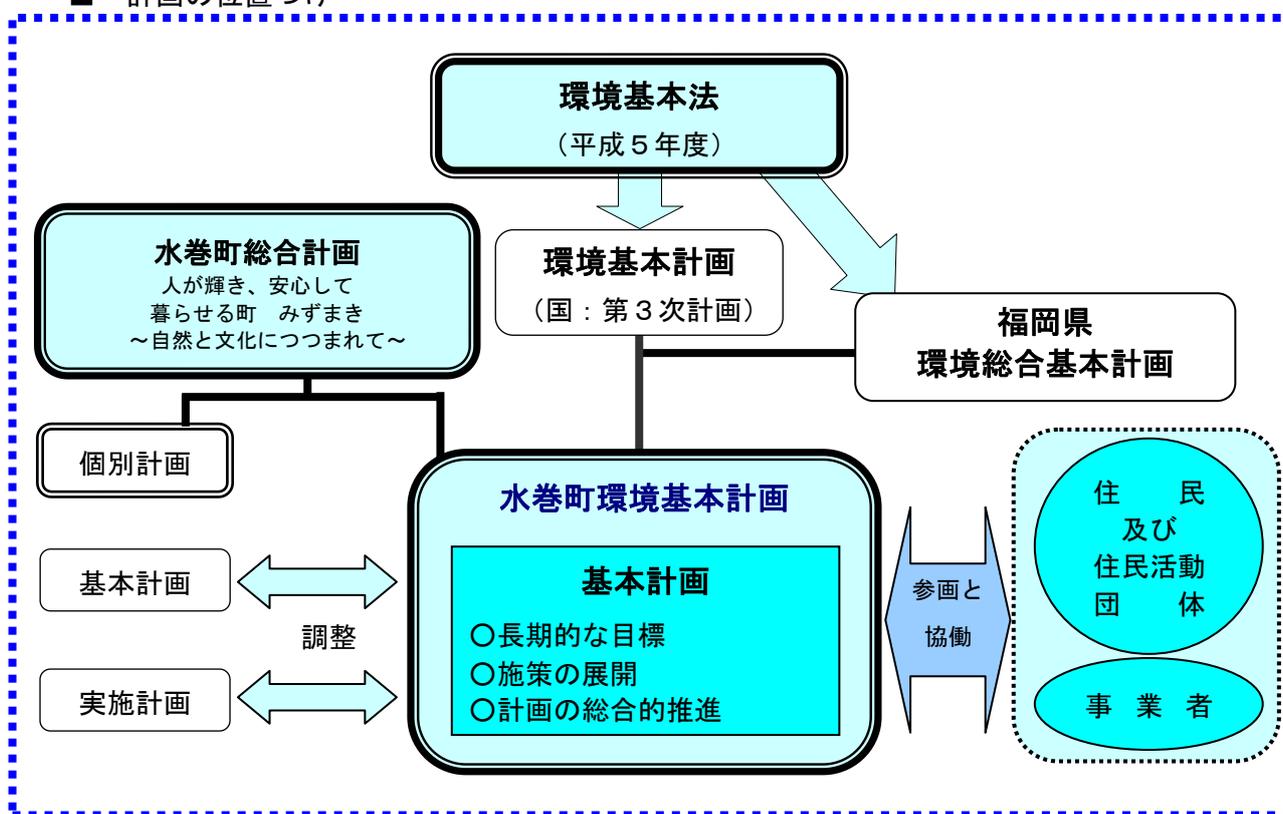
本計画は、国や福岡県の関連法・関連条例や関連計画と連携するとともに、本町の総合計画との整合を図り、本町の各種計画の環境に関する事項や施策の推進にあたっての指針となります。

環境基本計画は、「環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画」（環境基本法より）であり、一般的には国や県、自治体の上位計画に基づき策定されます。（環境教育分野においては教育基本法、学校教育法等に基づく）

第4次水巻町総合計画（平成20年度～平成29年度）において、将来像を「人が輝き、安心して暮らせる町 みずまき ～自然と文化に囲まれて～」が掲げられ、「環境に配慮した快適なまちづくり（生活環境）」において、環境意識の向上や循環型社会の形成を踏まえて、自然と共生した暮らしやすい快適な生活環境の整備を図っていくことを指針として、まちづくりを進めています。

本計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。ただし、今後の社会情勢や環境問題に変化が生じた場合には、必要に応じて適宜、見直しを図るなど、柔軟に対応していきます。また、環境の保全と創造に向けた持続的な取り組みが計画・実施されるよう、方針によっては長期の目標とし、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

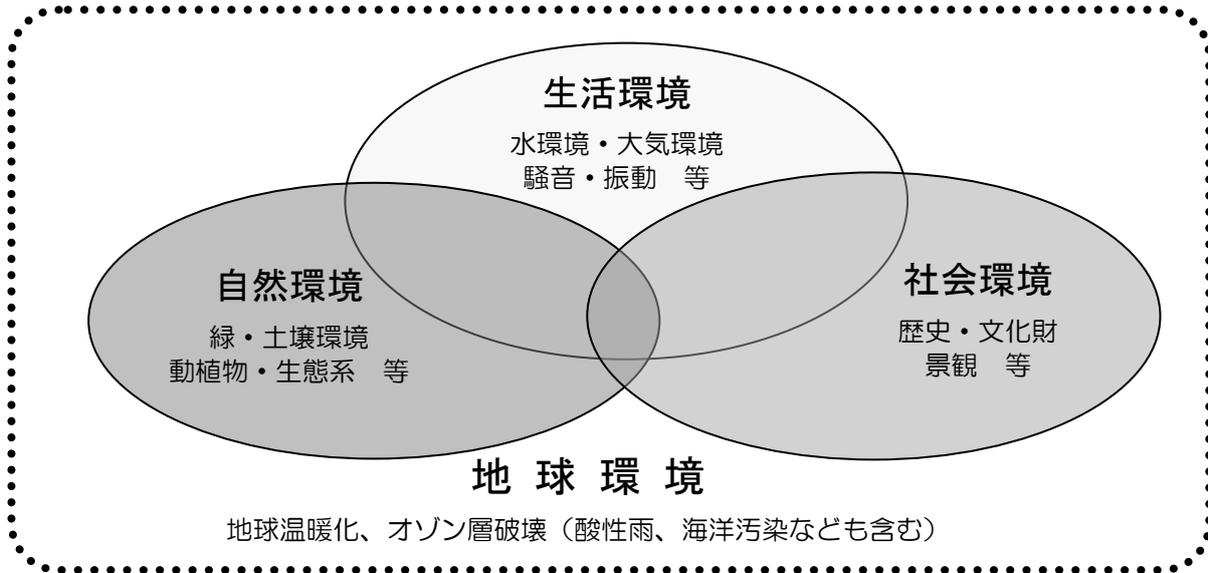
■ 計画の位置づけ

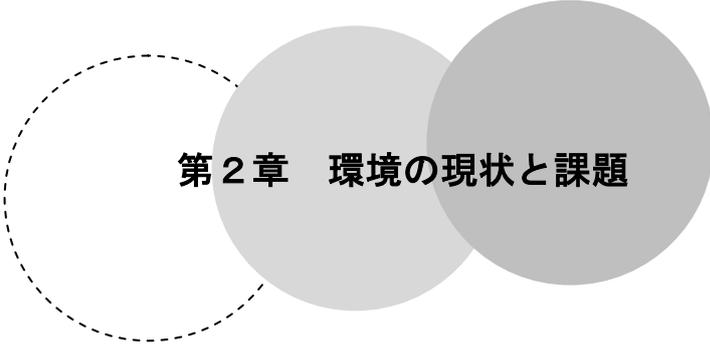


第4節 環境のとらえ方と範囲

本計画の対象地域は、本町全域とします。ただし、河川などのように流域としてとらえる必要がある場合や、その他広域的な取り組みが必要な場合については、国や県及び近隣の自治体と協力し、取り組みを進めます。本計画の対象にする環境の範囲は、以下のとおりです。

■ 本計画における環境の範囲





第2章 環境の現状と課題

第1節 本町の概要

第2節 生活環境の状況

第3節 自然環境の状況

第4節 循環型社会の状況・環境への意識

第 2 章 環境の現状と課題

第 1 節 本町の概要

(1) 地勢・自然等

本町は福岡県の北部に位置し、面積は 11.03 平方キロメートルで、東は北九州市に隣接して西は遠賀川に挟まれ、町の中央部に小高い丘陵地があり、周囲は平坦で低湿な沖積地で、平野の中央を曲川が流れています。一帯の土地は海岸線が近く、遠賀川のはんらんによって沖積土が厚く堆積し、地味肥よくで、その上気候も温暖なために米・野菜の栽培に適しています。秋には川のほとりで、風に揺れる紅・ピンク・白のコスモスが咲き誇り、私たちの心を和ませてくれます。
(本町ホームページより)

<本町の自然等>

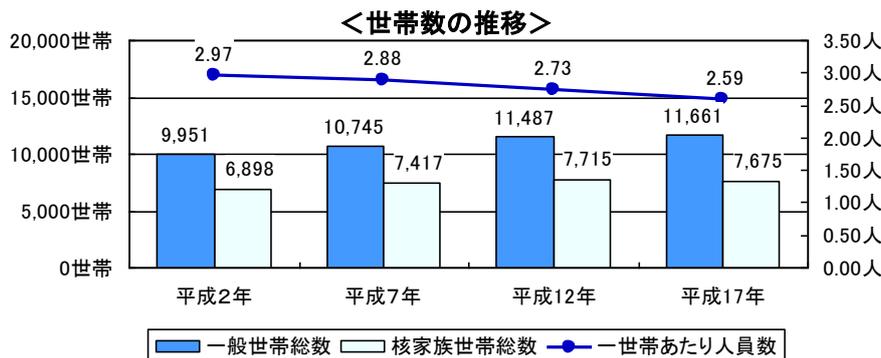
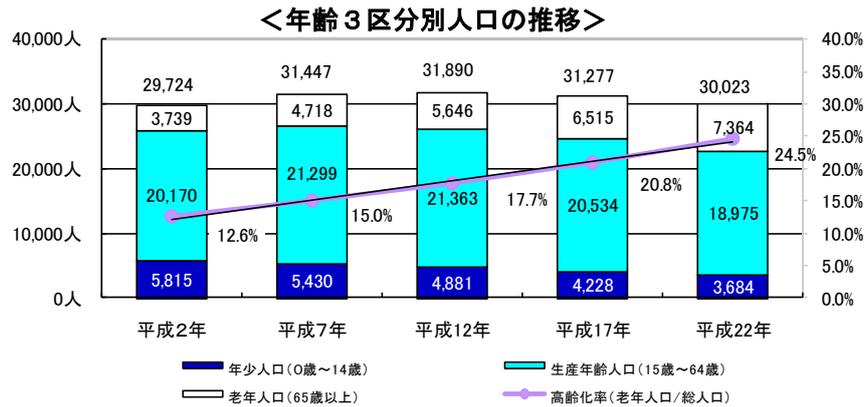
本町の河川	(一級河川)：遠賀川 (福岡県管理)：曲川、堀川
準用河川	(水巻町管理)：山田川、赤水川、大平川、吉田川、鯉口川、羅漢川、片山川
都市公園	河守公園、吉田中央公園、古賀公園、おかの台おらび山公園、上二小塚公園、猪熊公園、伊左座公園、吉田公園、樋口公園、伊左座北公園、水巻町総合運動公園
緑地	立屋敷緑地、水巻町遠賀川緑地
遠賀川河口堰でみられる魚	マハゼ、ボラ、ブルーギル、ギンフナ、オイカワ、カネヒラ
本町近くの河川敷にある植物	ナノハナ、コスモス、ヨシ、ヒメガマ、ギョウギシバ、セイトカアワダチソウ
遠賀川近くの河川敷で見られる鳥	トビ、カワウ、ウミネコ、チョウサギ、アオサギ、コサギ、コガモ、マガモ、カイツブリ、ハクセキレイ、オオヨシキリ、セグロセキレイ
本町近くの河川敷等で見られる動物	ハツカネズミ、イタチ、モグラ、アカネズミ、タヌキ、アマガエル、ツチガエル、シマヘビ、カナヘビ、キリギリス、オンブバッタ、アオモンイトトンボ、モンシロチョウ、ベニシジミ、トウキョウヒメハンミョウ、セアカヒラタゴミムシ

(総合学習副読本・本町ホームページより)

(2) 人口及び世帯数

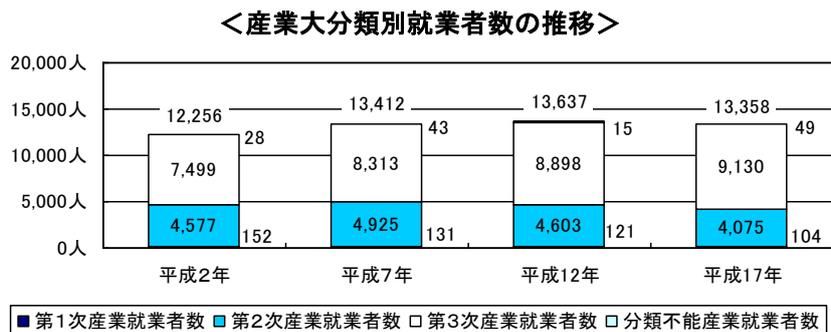
本町の人口は、住民基本台帳によると、平成12年では31,890人でピークとなり、平成17年では31,277人、平成22年では30,023人と、現在は微減傾向にあります。また、年齢3区分別にみると、年少人口は減少、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

世帯数の推移をみると、一般世帯総数は平成2年から平成17年にかけて1,710世帯増加しています。一方、一世帯あたり人員数は年々減少し、平成17年には2.59人となっています。



(3) 産業

本町の産業大分類別就業者数の推移をみると、平成12年をピークとして、平成17年は13,358人となっています。内訳をみると、平成17年には、第1次産業が104人、第2次産業が4,075人、第3次産業が9,130人となっており、第1次・第2次産業では減少傾向、第3次産業では増加傾向にあります。



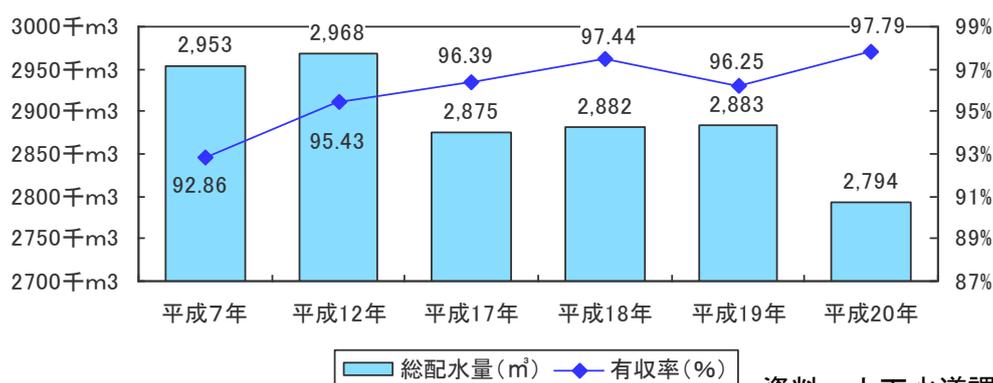
第2節 生活環境の状況

(1) 上水道の状況

上水道総配水量及び有収量をみると、総配水量では、平成12年が約2,968千m³と最も高くなっています。その後配水量は減少を続け、平成20年では約2,794千m³と、平成12年の約2,968千m³と比較して、約174千m³減少しています。

＜上水道総配水量及び有収量＞

	総配水量 (m ³)	有収率 (%)	1日平均 配水量 (m ³)	1人1日 平均 配水量 (ℓ)	給水 使用料 (m ³)	給水人口 (人)
平成7年	2,953,373	92.86	8,091	259	2,742,566	31,295
平成12年	2,968,471	95.43	9,133	259	2,832,944	31,440
平成17年	2,874,739	96.39	7,876	257	2,770,900	30,685
平成18年	2,881,621	97.44	7,898	253	2,807,990	31,260
平成19年	2,883,433	96.25	7,878	254	2,775,375	31,039
平成20年	2,793,689	97.79	7,654	250	2,731,824	30,648



資料：上下水道課

(2) 下水道の状況

下水道普及率をみると、水洗化人口は年々増加がみられ、平成20年では水洗化の普及率は約60%となっており、水洗化の普及が進んでいることがうかがえます。

＜下水道普及率＞

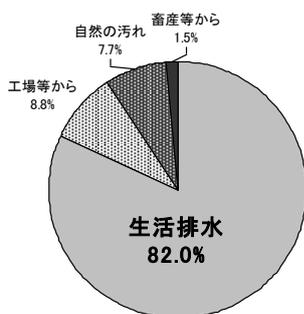
	供用開始 世帯数	行政人口 (A)	処理人口 (B)	処理面積 (ha)	水洗化 人口 (C)	普及率 (B/A)	水洗化率 (C/B)
平成12年	4,113	31,762	10,773	113	8,819	33.9	81.9
平成17年	5,813	31,036	14,620	211	11,367	47.1	77.7
平成18年	6,402	30,807	15,437	239	13,171	50.1	85.3
平成19年	7,172	30,586	17,198	282	14,874	56.2	86.5
平成20年	7,597	30,231	17,926	320	15,407	59.3	85.9

資料：上下水道課

(3) 遠賀川水質データの状況

遠賀川の水が汚れる一番の原因は、家庭から流れる「生活排水」で8割以上を占めています。平成21年度の伊左座観測所における水質データを見ても、概ね各水質基準はクリアしていますが、大腸菌群数の値が高くなっています。

<遠賀川水質データ（平成21年度）>



月日	水温	PH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
	℃	-	mg/l	mg/l	mg/l	MPN/100ml
2月15日	8.6	7.7	2.3	8	11	7,900
1月5日	5.4	8.1	1.3	4	13	2,300
12月1日	12.4	7.8	1	3	10	1,100
11月19日	12.1	7.6	2.4	6	10	79,000
10月6日	21.6	7.8	2	6	8.1	24,000
9月9日	26.9	8.2	2.7	8	9.7	330,000
8月25日	27.2	8.3	3.3	7	13.8	790
7月6日	26.1	7.7	1.3	6	7.8	7,900
6月7日	20.2	8.2	6.2	21	9.7	240,000
5月19日	22.6	8.4	4.4	11	10	49,000
4月29日	15.3	7.7	2.1	8	9.9	7,900

資料・用語解説：国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所HP

PH（ピーエッチ：水素イオン濃度）

水中の水素イオン濃度の大小を表す指数です。水の酸性－中性－アルカリ性を判断します。PH7を中性として、値が小さくなれば酸性、値が大きくなればアルカリ性となります。酸性やアルカリ性が強くなると、生物は水中で活動できなくなります。環境基準は6.5以上8.5以下です。

BOD（ビーオーディー：生物化学的酸素要求量）

水中の微生物が、有機物などの汚濁物質を分解するのに必要な酸素量です。川の水の汚れ具合を表す指標としてよく使われます。この値が大きいくほど、汚濁物質の分解に多くの酸素を必要としているので、水が汚れていることを表します。遠賀川水系の環境基準値はA類型で2mg/l以下、B類型で3mg/l以下です。

SS（エスエス：浮遊物質）

水中に溶けずに溜まっている浮遊物質や懸濁物質の量を表し、水の濁り具合を表します。この値が大きいくほど水が濁っていることを表し、ひどくなると魚のえらを塞ぎ、窒息死させる危険性があります。遠賀川水系の環境基準値は25mg/l以下です。

DO（ディーオー：溶存酸素量）

水に溶けている酸素の量を表し、川の浄化作用や生物の命に欠かせない要素です。マスなどのふ化にはDOが7mg/l以上必要とされ、DOが2mg/l以下になるとメタンガスが発生します。遠賀川水系の環境基準値はA類型で7.5mg/l以上、B類型で5mg/l以上です。

大腸菌群数

大腸菌群とは大腸菌と大腸菌によく似た菌の総称です。大腸菌群数は、水中にこの大腸菌群がどれくらいいるかを表し、し尿汚染の代表的な指標です。

大腸菌自体は無害ですが、病原菌は常に大腸菌と一緒に存在するため、この値が大きくなれば病原菌の存在を疑うことができます。遠賀川水系での環境基準値は、水100ml中の数値として、A類型で1000MPN以下、B類型で5000MPN以下です。

(4) 大気汚染物質

大気汚染物質測定結果によると、浮遊粒子状物質と光化学オキシダントについては、同時期に測定されていた他の地域より高い数値となっています。

<平成 20 年度 大気汚染物質測定結果>

測定場：水巻町頃末 測定期間：H20.12.10 ~ 12.23

	1 時間値		1 時間値の 1 日平均値		測定期間中の全平均	単位
	最高	最低	最高	最低		
二酸化硫黄	0.012	0.001	0.005	0.002	0.003	ppm
一酸化窒素	0.087	0.001	0.033	0.004	0.016	ppm
二酸化窒素	0.043	0.002	0.027	0.007	0.018	ppm
窒素酸化物	0.106	0.003	0.054	0.011	0.033	ppm
一酸化炭素	1.3	0.3	0.8	0.4	0.6	ppm
浮遊粒子状物質	0.117	0.000	0.045	0.014	0.028	mg/m ³
光化学オキシダント	0.064	0.002	0.034	0.009	0.021	ppm
全炭化水素	2.77	2.00	2.32	2.07	2.18	ppmC
メタン	1.99	1.82	1.91	1.86	1.88	ppmC
非メタン炭化水素	0.83	0.15	0.42	0.20	0.30	ppmC

福岡県環境白書 大気汚染物質測定結果「公害関係測定結果」

(常時測定を実施していない地域であるため、大気汚染測定車による環境大気測定)

(5) JR乗降客数の推移

JRの乗降客数の推移をみると、鹿児島本線水巻駅では、乗車客数が平成16年から平成20年で64人増加しています。一方、降車客数ではわずかに増加しています。

福北ゆたか線東水巻駅では、乗車客数は平成16年から平成20年の間では42人減少しており、降車客数についても、乗車客数と同じく減少傾向がみられます。

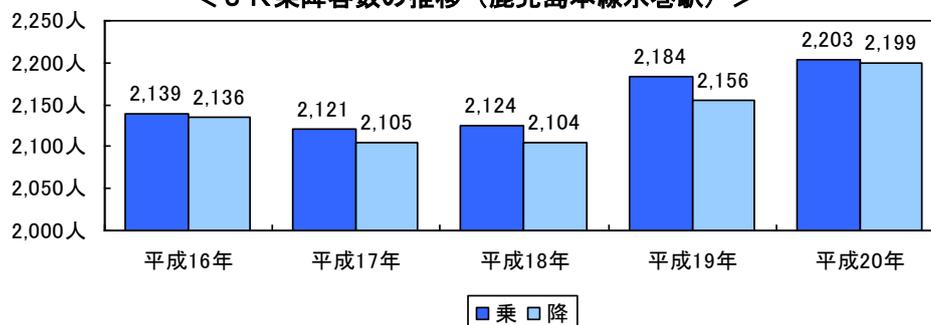
< JR乗降客数の推移 >

単位：人、一日平均乗降客数

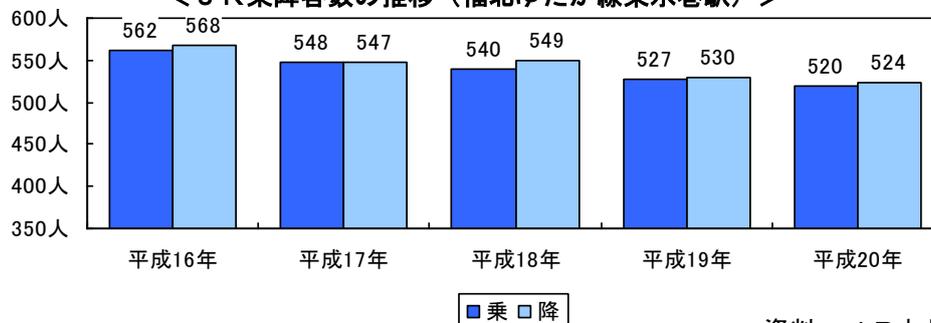
年度	鹿児島本線水巻駅 (昭和36年10月開業)		福北ゆたか線東水巻駅 (昭和63年3月開業)	
	乗	降	乗	降
平成16年	2,139	2,136	562	568
平成17年	2,121	2,105	548	547
平成18年	2,124	2,104	540	549
平成19年	2,184	2,156	527	530
平成20年	2,203	2,199	520	524

資料：JR九州

< JR乗降客数の推移（鹿児島本線水巻駅） >



< JR乗降客数の推移（福北ゆたか線東水巻駅） >

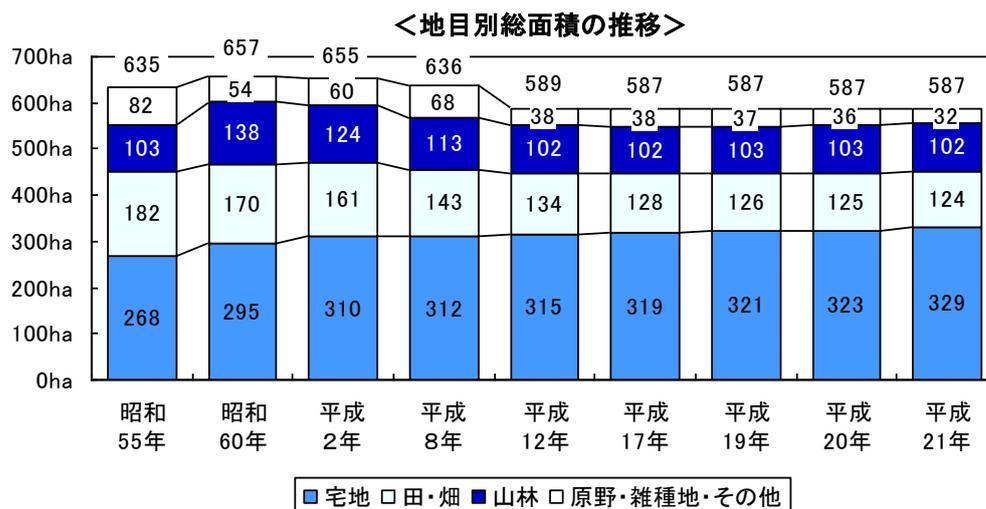


資料：JR九州

第3節 自然環境の状況

(1) 地目別総面積の推移

本町の地目別総面積の推移をみると、山林では昭和55年から昭和60年にかけて総面積の増加がみられますが、それ以降から平成12年までは減少しています。宅地については昭和55年から平成21年にかけて微増傾向にあり、平成21年には329haとなっています。また、田・畑、原野・雑種地・その他の土地については減少傾向にあります。



資料：土地に関する概要調書（課税係）

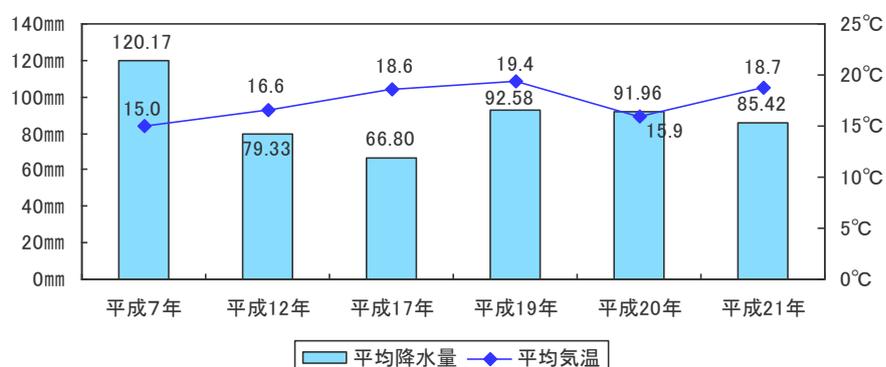
(2) 本町の降水量と気温の状況

本町の平均降水量・平均気温の推移をみると、平均降水量では、平成7年から平成21年で34.75mm減少しています。一方、平均気温では、平成7年から平成21年で3.7℃上昇しています。平成21年について、月別の降水量・気温をみると、7月では降水量が459.5mm、平均気温が27.1℃と一年間で最も高くなっています。

<平均降水量・平均気温の推移>

単位：mm、℃

	平成7年	平成12年	平成17年	平成19年	平成20年	平成21年
平均降水量	120.17	79.33	66.80	92.58	91.96	85.42
平均気温	15.0	16.6	18.6	19.4	15.9	18.7

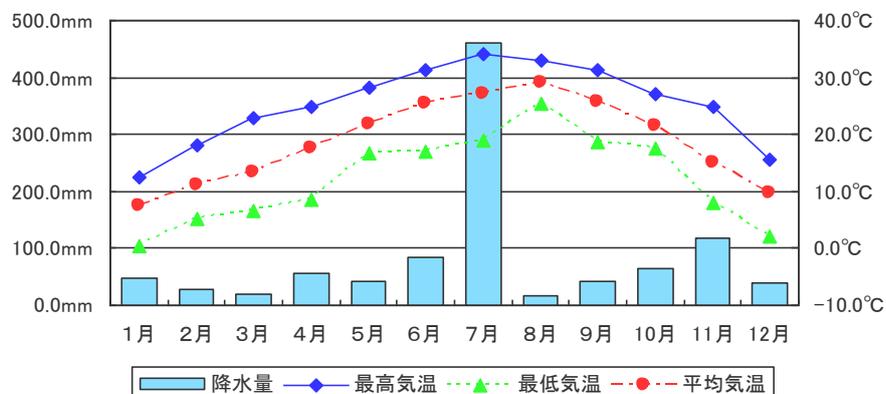


資料：遠賀郡消防本部

<平成21年 月別の降水量・気温の推移>

単位：mm、℃

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量	49.0	28.5	20.5	57.5	43.5	83.0	459.5	18.0	41.5	65.5	119.0	39.5
最高気温	12.5	18.0	22.8	24.8	28.2	31.3	34.1	32.9	31.4	27.0	24.9	15.5
最低気温	0.5	5.3	6.5	8.4	16.7	17.1	19.0	25.5	18.7	17.4	8.1	2.2
平均気温	7.4	11.2	13.2	17.6	21.7	25.3	27.1	29.0	25.7	21.6	15.1	9.8



資料：遠賀郡消防本部

第4節 循環型社会の状況・環境への意識

(1) ごみ処理の内訳

本町のごみは、「遠賀・中間地域広域行政事務組合」(構成団体：中間市、遠賀郡水巻町、岡垣町、芦屋町、遠賀町(1市4町))により、ごみ中継処理施設(遠賀・中間リレーセンター)として、可燃ごみや不燃・粗大ごみが処理されています。

本町のごみ処理の内訳をみると、近隣市町と比較した場合にはリサイクル率は低くなっています。また、最終処分率も近隣市町と比較すると高い割合となっており、ごみの分別・資源物回収等により、ごみの発生抑制・減量化を進める必要があると考えられます。

<ごみ処理の内訳>

単位：%

	リサイクル率	最終処分率
水巻町	21.6	13.0
福岡市	9.6	16.3
北九州市	29.9	11.4
中間市	24.1	12.5
芦屋町	23.8	13.0
岡垣町	25.7	12.8
遠賀町	25.4	12.7

資料：福岡県における一般廃棄物処理の現状(平成20年度版)より

※リサイクル率 = (資源化総量 + 集団回収率) / (処理総量 + 集団回収量) × 100

※最終処分率 = 埋立量 / (処理総量 + 集団回収量) × 100

(2) ごみ収集状況

本町のごみ収集状況については、総量を見ると平成2年度から平成7年度にかけて減少しています。その後は平成18年度まで増加していましたが、平成19年度にはふたたび減少しています。平成7年度からは「持込ごみ」の増加がみられ総量が増えています。

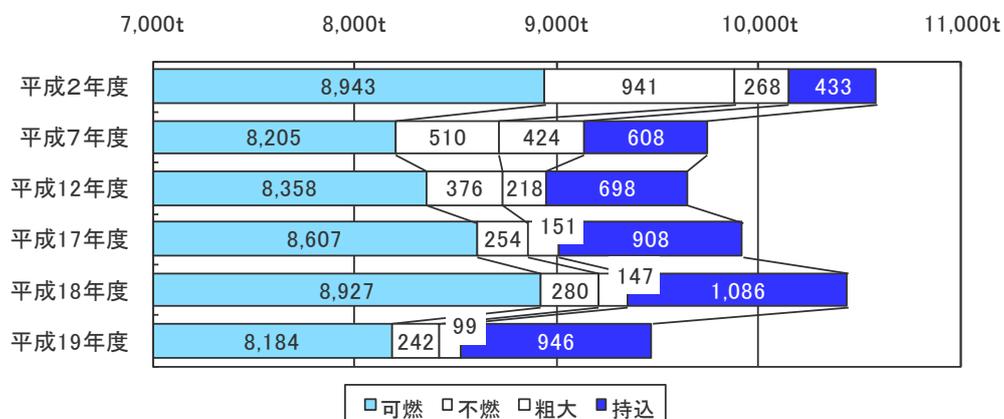
＜ごみ収集状況の推移＞

(単位:トン)

		平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
可燃	総数	25,002	22,955	38,497	39,174	40,570	37,071
	水巻町	8,943	8,205	8,358	8,607	8,927	8,184
不燃	総数	2,454	1,371	1,241	1,161	1,577	1,030
	水巻町	941	510	376	254	280	242
粗大	総数	1,165	1,595	578	627	581	454
	水巻町	268	424	218	151	147	99
持込	総数	1,230	1,703	3,068	5,214	5,695	5,047
	水巻町	433	608	698	908	1,086	946
計	総数	29,851	27,624	43,384	46,176	48,423	43,602
	水巻町	10,585	9,747	9,650	9,920	10,440	9,471

処理能力 130t/日

資料: 遠賀・中間地域広域行政事務組合



(3) 環境への意識

第4次総合計画策定のための住民アンケート結果で「中学生があげる町内で大切にしたいもの」として、「自然」「コスモス」をはじめ、自然環境に関する内容が多数を占める結果となっています。

＜町内で大切にしたいもの、残しておきたいもの、誇れるもの＞

項目	回答 件数
図書館（水巻図書館）	343
自然	79
コスモス	76
スーパー（ダイエー等）	72
十字架の塔	70
銀杏の樹	67
総合グラウンド・総合運動公園	65
神社	60
町民プール	56
公園	55
田圃	46
コスモス祭	42
遠賀川	39
学校	32
小学校	31

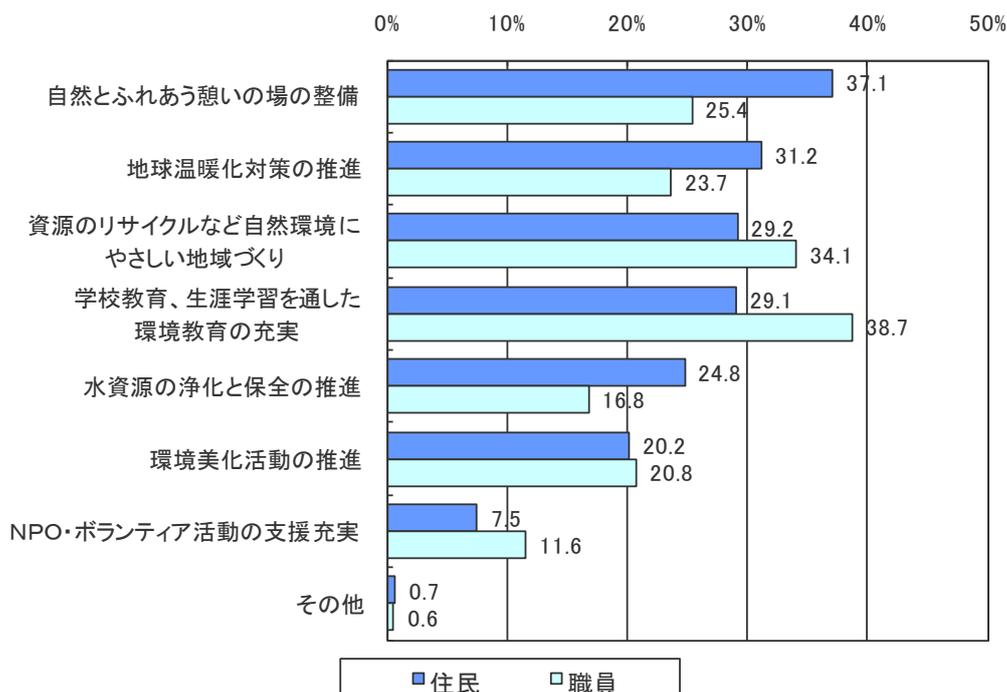
資料：第4次総計のための住民アンケート結果
(中学生があげる町内で大切にしたいもの、上位15項目掲載)

第4次総合計画策定のための住民アンケート結果で「自然環境の保全・活用について力をいれるべきこと」として、住民では「自然とふれあう憩いの場の整備」が最も高い割合となっており、職員では「学校教育、生涯学習を通じた環境教育の充実」が多数を占めています。

また、「生活環境について力をいれるべきこと」については住民・職員ともに「ごみの減量化とリサイクルの推進」が最も高い割合となっています。

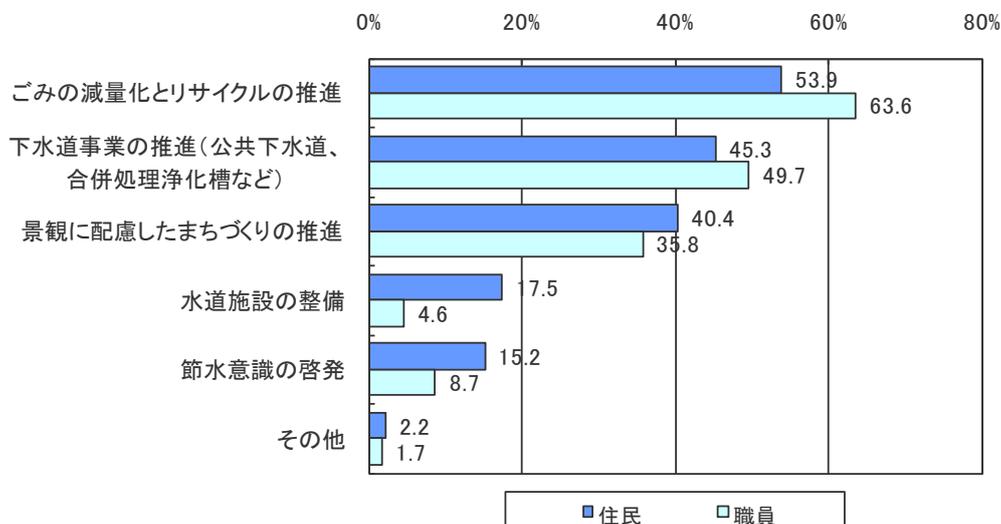
<自然環境の保全・活用について力をいれるべきこと（住民と職員）>

住民：901人、職員：173人



<生活環境について力をいれるべきこと（住民と職員）>

住民：901人、職員：173人

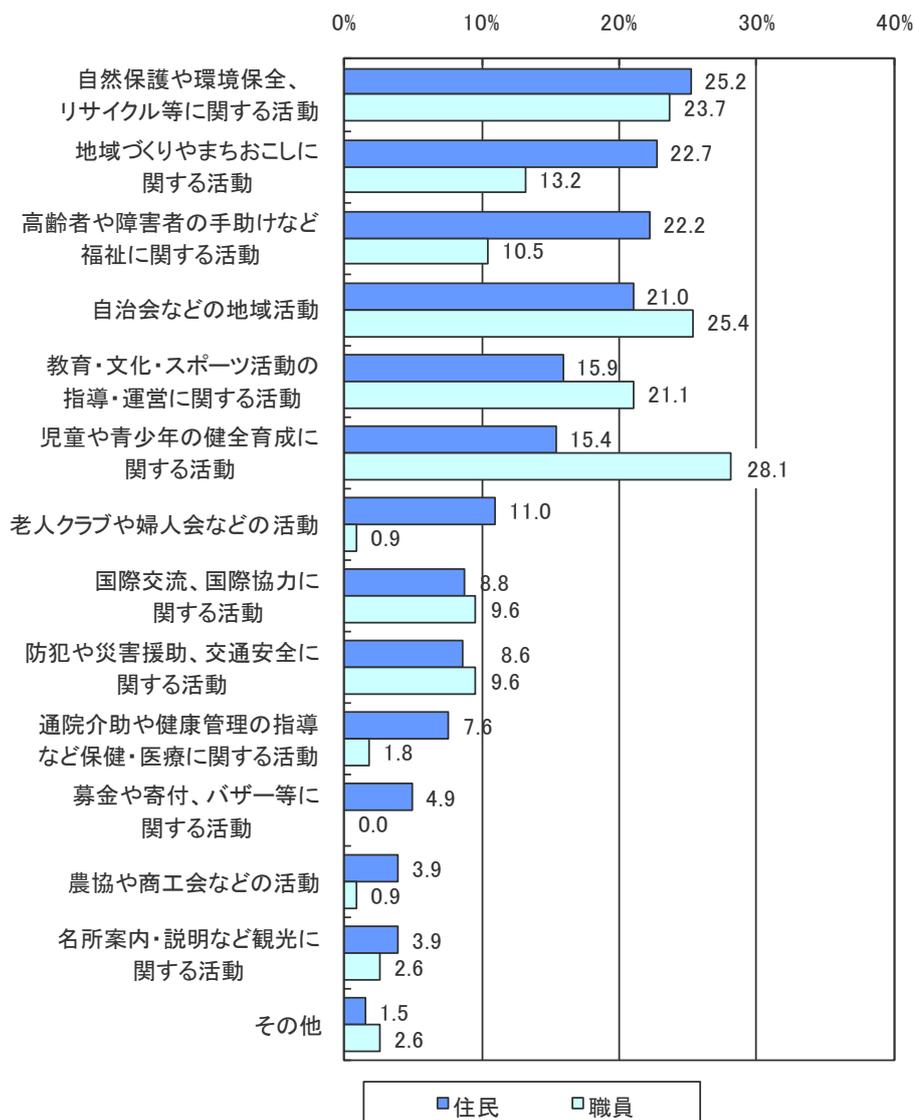


資料：第4次総計のための住民アンケート結果

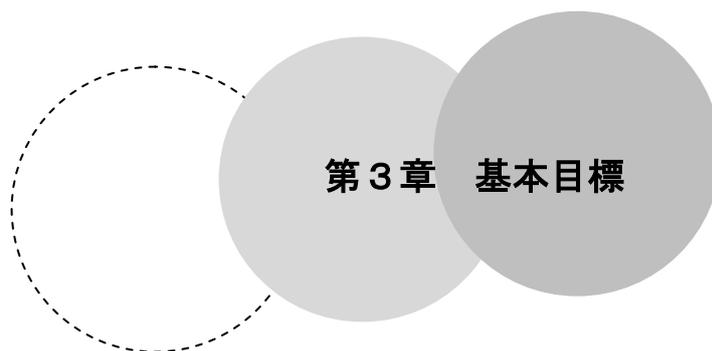
第4次総合計画策定のための住民アンケート結果で「今後参加したいボランティア活動」として、住民では「自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動」が最も高い割合となっており、今後の環境を守るための活動や取り組みにつなげていく必要があります。

< 今後参加したいボランティア活動（住民と職員） >

住民：409人、職員：114人



資料：第4次総計のための住民アンケート結果



第1節 基本目標

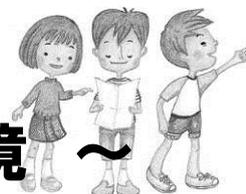
第2節 施策の展開（体系）

第 3 章 基本目標

第 1 節 基本目標

～ 協働で進めて、

みんなで伝える 水巻の環境 ～



水巻町は中央部にある山地、東側に連なる丘、西側に流れる遠賀川との間に広がる平地からなり、春にはヤマザクラやソメイヨシノ、ナノハナが咲き、夏には、空には入道雲、セミたちの鳴き声が聞かれます。また、秋には町内では一面のコスモス畑や稲刈りの風景もみられ、八劔神社の大イチョウも黄色に染まります。冬の寒さの中でもスイセンやツバキが力強く花を咲かせます。

本町のあちらこちらで、四季を伝えてくれる貴重な自然環境を次世代に伝えていくためにも、環境とみらいにやさしく、住民みんなが安全で安心して、快適に生活できる、きれいなまちを作っていく必要があります。

それは自分だけのためではなく、将来、水巻町で育っていく子どもたちや、地球に対しての行動です。また、身近な資源を有効活用し、資源が循環することができる仕組みをつくり、循環を促進し、小さなことからコツコツと実践していく必要があります。そのために水巻町だからできる環境への取り組みを一步一步進めていきます。



環境の範囲と方針

循環型社会の構築

【重点プロジェクト】

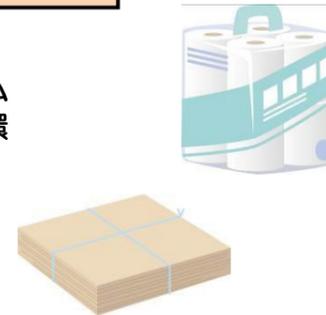
・住民・行政・事業所におけるごみの分別の徹底により、処理するごみの減量化、リサイクル率の向上を図る。



環境学習の推進

【重点プロジェクト】

・学校への環境学習カリキュラムを提供することにより、水巻型環境教育を確立・推進する。
 ・水巻型環境教育の推進により、環境に関心を持つ人材の育成を図る。



自然環境

緑・土壌環境
 動植物・生態系等
 (堀川・遠賀川等)・

生活環境

水環境・大気環境
 騒音・振動 等

重点プロジェクト

- 分別回収の徹底・回収拠点の見直し
 → リサイクル率の向上を図る
- 古紙回収の取り組み → シュレッダーダスト活用
 → ごみの減量化・再資源化につなげる
- 水巻町型環境教育の確立（小中学校）
 → 環境保全に取り組む次世代の人材育成
 → 古紙の再資源化の過程を環境教育のテーマとして活用
- 学校教育と生涯学習との連携
 → 人材育成・世代間交流への機会創出
 （協働での取り組みへの契機に）

■自然環境

・うるおい、やすらぎのある自然環境を維持・継承する。
 ・町内の河川や遠賀川における清掃活動等への取り組みを継続・強化し、環境保全へと貢献する。



■生活環境

・水や大気、音環境等における快適で安全な生活環境を確保する。



■地球環境

・CO2の削減に向けた取り組みや新エネルギーの活用によって地球環境への負荷を軽減し、低炭素社会の実現に貢献する。



社会環境

歴史・文化財、
 景観（環境美化・保全）

■社会環境

・受け継いだ歴史・文化財等の資源の保全・保護により、次代へと確実に継承する。
 ・景観の保全、環境美化への取り組みにより快適な環境を創出する。



地球環境

地球温暖化
 オゾン層破壊

水巻町環境基本計画 取り組みにおけるロードマップ

重点プロジェクト

- 分別回収の徹底・回収拠点の見直し → リサイクル率の向上を図る
- 古紙回収の取り組み ⇒ シュレッダーダスト活用
→ ごみの減量化・再資源化につなげる
- 水巻町型環境教育の確立（小中学校）
→ 環境保全に取り組む次世代の人材育成
→ 古紙の再資源化の過程を環境教育のテーマとして活用
- 学校教育と生涯学習との連携
→ 人材育成・世代間交流への機会創出



みんなで伝える
協働で進める
できるところから



水巻町の環境像

協働で進めて、みんなで伝える 水巻の環境



■地球環境

共通：省エネへの取り組み・新エネの導入
グリーン購入の推進

家庭：ライフスタイルの見直し
行政：ライフスタイルの見直しの促進
事業者：環境に配慮した事業活動への見直し

■社会環境

家庭：歴史・文化資源の確実な継承
宅地内の緑化・景観形成への協力
環境と歴史・文化を守るための取り組みへの協力
行政：歴史・文化資源の確実な保存と活用促進
環境に関する条例等の研究
庁舎・公共施設等における緑化
事業者：敷地内の緑化・景観形成への協力
環境と歴史・文化を守るための取り組みへの協力

●環境学習の推進

家庭：学校教育・生涯学習における参加・協力
行政：環境学習の推進、学校教育・近隣自治体との連携
事業者：地域の環境学習への協力

■生活環境

家庭：生活環境保全ための日常生活の見直し
行政：環境・状況の監視、指導、苦情への対応
県・近隣自治体・関係機関との連携
事業者：環境保全のための事業活動の見直し

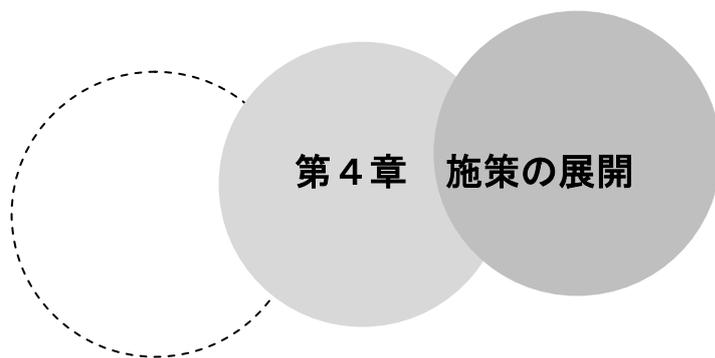
●循環型社会の構築

家庭：分別回収への協力
資源回収の推進
行政：資源ごみの
（集団・拠点）回収の促進
適切な分別の周知・徹底
3R運動の推進
事業者：3R活動への協力

■自然環境

家庭：自然環境に親しむ、保全活動への参加・協力
行政：自然環境保全への取り組み、遠賀川保全等の広域的な取り組み
事業者：環境に配慮した事業活動の推進

身近なところからの取り組み・地球環境への貢献、財政への効果



第4章 施策の展開

- 第1節 生活環境
- 第2節 自然環境
- 第3節 社会環境
- 第4節 地球環境
- 第5節 循環型社会構築への取り組み
- 第6節 環境学習推進に向けた取り組み

第 4 章 施策の展開

第 1 節 生活環境 【水環境、大気・道路環境、騒音・振動対策】

● 現状・課題 ●

さわやかな空気、静かで安全な生活環境であることは、住民が健康かつ快適な生活を営むための基本的な要素として不可欠なものです。

現在、本町における事業所等の水質や大気等の環境汚染や騒音・振動についての苦情は少ない状況ですが、引き続き、適切な監視と指導、関係機関との連携が必要です。

また、遠賀川の水質については、水が汚れる一番の原因は家庭から流れる「生活排水」で8割以上を占めており、平成 21 年度の伊左座観測所における水質データでは、概ね各水質基準はクリアしていますが、大腸菌群数の値が高くなっている状況です。遠賀川の水質保全のために、各家庭における取り組みから、遠賀川に接する各市町村における広域的な取り組みが必要とされています。

また、大気汚染状況の把握によって、迅速かつ確かな対応が進められるように、県や関係機関と連携した大気環境に関する適正な環境監視が必要であり、加えて、交通量の多い幹線道路も町域に多くあるため、自動車等の排出ガスの抑制に向けた取り組みが必要です。

■ 取り組みの方針 ■

水や大気、音環境等における快適で安全な生活環境を確保するため、現状の良好な生活環境を維持していくとともに、行政においては、適切な監視、必要な指導を行います。

水環境の保全については、今後も事業所や家庭から排出される排水対策を進めて、良好な水環境を保持します。大気・道路環境の保全については、県や関係機関と連携し、汚染状況の把握や交通対策・野外焼却の防止等により大気環境に関する適正な環境監視に努めます。騒音・振動への対策についても、関係機関と連携して対応を行います。

(1) 水環境の保全

水質汚濁防止のために、**行政**においては県や関係機関と密接な連携を図り、管理指導を行い、水質や土壌を保全するため、住民に広く周知・啓発を行います。また、家庭（**住民**）においては、環境に負担をかけ過ぎないように、日常生活において水の使い方、エコクッキングの実践、節水や風呂の水の有効活用に努めます。

① 生活排水対策の推進

行政においては、「生活排水処理基本計画」に基づき、生活排水対策を推進します。また、水質の保全を図るため、住民に向けて、本町ホームページ等で検査結果を公表します。事業所に対しては、事業所排水処理施設の適正管理に関する指導を行います。

また、周辺の環境の改善と公衆衛生の向上を図るため、公共下水道等整備済み地域の水洗化を積極的に推進します。下水道利用においては、水質や土壌の保全、下水道施設の長期的な使用を可能とするために、適切な使用方法・管理について、引き続き**住民・事業者**に対して周知・啓発を行います。

② 事業所対策の推進

事業者においては、工場・事業場からの有害化学物質の排出の削減等を進めます。**行政**においては工場・事業場に対する規制・指導・監視の徹底を図るとともに、自主環境管理の促進に努めます。また、水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧では（県環境部環境保全課平成22年9月30日作成）町内54の事業所からの届出があります。

町域には猪熊工業団地と吉田工業団地の2つの工業団地がありますが、近年、水質汚濁に関する苦情等はありません。苦情があった際には、**事業者・行政**においては、適切な苦情処理・迅速な対応を進めます。

③ 水防対策・雨水対策の推進

水巻町水防計画は、水防法第4条の規定に基づいて指定水防管理団体となっている**町（行政）**が、同法第32条により定めている計画で、災害の中でも町内の河川などで起こりうる水災害に対処し、被害を軽減するために必要な事項が定められています。

なお、大規模な水災害が発生し、大きな被害が予想される場合は、地域防災計画に規定されている災害対策本部の設置が行なわれ、水防本部は災害対策本部に移行することとなります。

近年、国内だけではなく世界的にも短時間に大雨が降る「ゲリラ豪雨」が問題となっています。梅雨時の防災対策としても、雨水を速やかに排除できるよう、**行政**においては、計画的な雨水路整備を行うとともに、透水性舗装や浸透ます等の整備に努め、健全な水循環の維持を図ります。

＜各主体の取り組み＞

住民（家庭で）の 取り組み	行政（役場で）の 取り組み	事業者（事業所で）の 取り組み
<p>■ 廃食用油の適切な処理やろ過袋の利用など、十分に注意し、大切に正しく使用する。</p> <p>■ 宅地内は極力雨水が浸透しやすい状態に保つ。</p>	<p>■ 「生活排水処理基本計画」に基づき、各種啓発事業等の取り組みを推進する。</p> <p>■ 農地や緑地などの雨水浸透面を保全するとともに、透水性舗装や浸透ますなどを整備し、雨水の地下浸透を維持・促進する。</p>	<p>■ 適切な工場排水対策を取る。</p> <p>■ 適切な生活排水対策を取る。</p> <p>■ 敷地内は極力雨水が浸透しやすい状態に保つ。</p> <p>■ 雨水の有効利用を進める。</p>



(2) 大気・道路環境の保全

① 大気汚染対策の推進

近年は光化学スモッグ⁴等の発生がみられるため、**行政**においては、県や関係機関と連携して大気汚染物質の削減に向けて、事業者および自動車等利用者への対応を進めます。

② 交通対策の推進

行政においては、自動車排出ガスの発生抑制のため、公共交通機関の利便性を図り、環境にやさしい交通体系を形成し、公共交通機関や自転車などの利用促進に努めます。**住民・行政・事業者**において、アイドリング⁵ストップ等、エコドライブ⁶の推進、低公害車の普及を図ります。また、**行政**においては、公用車を継続して低公害車へと転換し、加えて、役場にて実施している「ノーマイカーデー」を1か月に1度に増やすことを検討するなど、地域内公共交通の利用率向上を図り、大気汚染防止の一助とします。

③ 野外焼却の防止

行政においては、野外焼却防止について、一般家庭の焼却についても、たき火程度の軽微なものを除き、原則として禁止されていることの周知を図り、監視・指導を行います。また、**住民や事業者**に対して、ごみの分別を啓発し、適切に処理されるよう広報啓発を継続して進めます。

④ 事業所対策の推進

行政においては、工場・事業場からの有害化学物質の排出の削減等については、工場・事業場に対する規制・指導・監視の徹底を図るとともに、町内事業所との公害防止協定の締結・定期的な監視を行います。**事業者**においては自主的な環境の管理に努めます。

町域には猪熊工業団地と吉田工業団地の2つの工業団地がありますが、近年、大気汚染等に関する苦情等はありません。苦情があった際には、**事業者・行政**においては、適切な苦情処理・迅速な対応を進めます。

4 光化学スモッグ・光化学オキシダント（こうかがくー）

工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物や炭化水素等の一次汚染物質が、太陽光線に含まれる強い紫外線を受けて光化学反応を起こし生成する、オゾン³を主成分とし、PAN(peroxyacetyl nitrate:パーオキシアセチルナイトレート)、アルデヒド類など酸化性物質の混合物となるが、これらを総称して**オキシダント**と呼ぶ。これらの物質からできたスモッグが**光化学スモッグ**であり、日差しが強く、気温が高く、風の弱い日中に発生しやすい。粘膜への刺激、呼吸器への影響など人に対する影響のほか、農作物などの植物に影響を与える。日本の大気環境基準は、1時間値が0.06ppm以下となっている。0.12ppm（1時間値）が継続すると認められる場合には、光化学スモッグ注意報が発令される。

5 アイドリング

自動車が変速機ギアを中立位置で、エンジンを低速回転している状態。交通量の多い市街地では、アイドリング時間は全走行時の30-40%を占めている。したがってアイドリング時に排出される汚染物質は沿道、交差点周辺の局地的な汚染のみならず、環境大気汚染への影響も軽視できない。日本では使用過程車に対してもアイドリング時に一酸化炭素（CO）、炭化水素（HC）の排出濃度規制を行っている。

6 エコドライブ

環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用

<各主体の取り組み>

住民（家庭で）の 取り組み	行政（役場で）の 取り組み	事業者（事業所で）の 取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ■低公害車の導入を進める。 ■アイドリングストップを進める。 ■近距離での自動車利用を控え、自転車や徒歩で移動するようにする。 ■野外焼却をしない。 ■野外焼却の監視などに協力する。 ■化石燃料からクリーンエネルギー⁷への転換を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■粉じんやばい煙の排出規制に沿った監視指導を実施する。 ■公用車の更新時には、低公害車の導入を進める。 ■住民・事業者の低公害車の導入を促進する。 ■アイドリングストップを進める。 ■アイドリングストップに対する意識啓発を進める。 ■歩行者や自転車利用者に配慮した道路整備を進める。 ■野外焼却が法律違反となることを周知する。 ■野外焼却の監視指導を実施する。 ■公共施設における汚染物質排出の少ない設備・技術、クリーンエネルギーの導入を図る。 ■住民や事業者の汚染物質排出の少ない設備・技術、クリーンエネルギーの導入を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■粉じんやばい煙の排出抑制と適正管理に努める。 ■低公害車の導入を進める。 ■アイドリングストップを進める。 ■敷地内など、近距離は自転車や徒歩で移動するようにする。 ■廃棄物は適正に処理する。 ■汚染物質排出の少ない設備・技術、クリーンエネルギーの導入に取り組む。

⁷ クリーンエネルギー

石油、石炭等の化石燃料や原子力エネルギーの利用は、温暖化ガスの排出や廃棄物の処理等の点で環境へ負荷を与える。こうした負荷をできるだけ低減するための新たなエネルギー源をクリーンエネルギーと称している。太陽熱利用、太陽光発電、風力発電等がある。

(3) 騒音・振動への対策

騒音・振動等については生活に身近な問題であるため、住民の関心も高くなっています。

今後も家庭や事業所等からの騒音・振動について関係機関と連携して対応を行う必要があります。

① 近隣騒音対策の推進

近隣騒音については、**行政**においては、カラオケ等の深夜営業騒音に係る**事業者**を対象として、規制・指導の徹底を図ります。また、生活騒音に係る**住民**への啓発等を進め、その低減に努めます。

② 事業所対策の推進

事業所においては、工場・事業場や建設作業からの騒音・振動に配慮した事業活動を行います。

コンビニエンスストアや 24 時間営業の店舗等の**事業所**について、商業施設付近に住む住民への騒音が心配されることから、十分な対応がなされるように、**行政**では監視と必要に応じた指導、連携・啓発を行います。

<各主体の取り組み>

住民（家庭で）の取り組み	行政（役場で）の取り組み	事業者（事業所で）の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ■ アイドリングストップを心がける。 ■ 集合住宅等でのモラルを守り、お互いに快適な生活環境づくりを心がける。 ■ 違法改造をやめ、車両は適正な状態で使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係機関との連携のもと、生活空間の影響に配慮した道路網の整備に努める。 ■ 関係機関との連携のもと、騒音や振動の監視・測定とともに、必要に応じて指導・規制に努める。 ■ 低騒音型舗装や植樹帯の整備など、沿道環境の改善を進める。 ■ 近隣騒音の防止のため、普及・啓発などの対策を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ アイドリングストップを心がける。 ■ 車両の適正な管理、使用に努める。 ■ 工場などの騒音の防止に努める。 ■ 低騒音・低振動型の機械を使うなど、騒音・振動の発生を抑制する。 ■ 防音壁など防音施設の設置を進める。

第2節 自然環境 【緑・土壌環境、河川・身近な自然】

● 現状・課題 ●

緑、水辺、動植物等の自然環境は、人々にうるおいやすらぎを与えてくれるだけでなく、ヒートアイランド現象等の都市気候への影響、ひいては地球温暖化の緩和、大気の浄化、人と自然との関わりやその大切さを学ぶ環境学習機能等、多様な働きを持っています。

緑化の推進については、植栽する場所や種類を十分に検討し、成長度合いで交通の妨げにならないよう、管理面でも十分に配慮する必要があります。農地保全については、アパート等の小規模開発が増えているため、今後は優良な農地の保全について検討する必要があります。

第4次総合計画策定にかかる住民アンケート調査では、住民の「今後参加したいボランティア活動」は、「自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動」が最も高くなっており、この意向を踏まえて施策を実行していく必要があります。

町域に遠賀川を有する本町では、遠賀川沿いにおいてクリーンキャンペーン（清掃活動）を実施しており、遠賀川河川事務所を中心として、平成24年度を目標とした「遠賀川清流ルネッサンス」計画が推進されていますが、本町もその一員として、積極的に協力・活動を進めていく必要があります。

堀川や曲川等の町内の川は、これまで地域の重要な役割を担ってきており、人々の生活、文化と深い結びつきを持つ貴重な地域資源です。堀川では平成14年からごみや泥をさらたりする「堀川一斉清掃」や堀川沿いをウォーキングする「堀川くるくるウォーク」などの活動を行い、小学校では堀川の環境や生き物についての学習も行っています。堀川・曲川等の水辺の環境についても、保全と活用を図る必要があります。

■ 取り組みの方針 ■

うるおい、やすらぎのある自然環境を維持・継承するため、緑地の保全については、都市公園や緑地の整備や現在ある樹林地や農地等を保全し、自然とのふれあいの場として活用を図り、町内各地・各主体の緑化活動の促進に努めます。

また、土壌環境保全については、環境に配慮した農業技術の普及に努め、遊休農地は適切な土地利用を行い、有効活用を図ります。また、事業活動の計画・実行の際は事前の協議と影響調査や排水等の排出抑制に努めます。

河川・身近な自然については、環境の保全・充実のため、住民・行政・事業所が一体となって、清掃活動等への参加・協力を努めていきます。また、行政においては、広域的な連携に努めます。

(1) 緑・土壌環境の保全

① 緑地の保全・緑化の推進

行政においては、環境保全、防災、レクリエーション等の観点から、都市公園や公共施設付近等に緑地の体系的な整備を図り、住民や事業者に対する緑化の支援や緑化意識の高揚を図ります。**住民**は宅地や団地において、**事業所**は敷地内において、緑化推進に努めます。

② 土壌環境の保全

事業所や農家においては、土壌汚染に係る環境基準を遵守し、環境に配慮した活用を図ります。農地については、農薬や化学肥料等を適正に使用し、優良な農地の活用・保存を図ります。**事業所**においては、事業活動を行う際の汚染水等の排出抑制等、適切な対応を行います。**行政**においては、関係機関と連携し、適切な指導・管理に努めます。

③ 開発の際の事前協議の実施

開発事業がある際には、環境に配慮した開発となるよう、**事業所・行政、住民**において事前の協議等を行います。また、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある各種開発事業実施に際しての環境配慮のため、環境影響評価に関する研究に努めます。



<立屋敷遺跡>

<各主体の取り組み>

住民（家庭で）の 取り組み	行政（役場で）の 取り組み	事業者（事業所で）の 取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ■ 団地・住宅地における緑化活動を進める。 ■ 農薬や化学肥料などの適正使用を進める。 ■ 農地の保全と遊休農地の可能な限りの活用を図る。 ■ 開発を行う際の事前の協議・検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑化の支援や緑化意識の高揚を図る。 ■ 公共空間の緑化の推進をする。 ■ 良好な樹林地（古樹・名木等）の保全と活用を検討する。 ■ 関係機関との連携のもと、土壌汚染の現状把握に努め、環境基準を遵守するよう指導・規制を行う。 ■ 有害物質の排出規制、農薬の適正な管理指導を行う。 ■ 減農薬、減化学肥料による農業を推進、遊休農地の活用への取り組みを支援する。 ■ 開発を行う際の事前の協議・検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 敷地内の緑化を進める。 ■ 土壌汚染に係る環境基準を遵守する。 ■ 汚染水の排出抑制と適正管理に努める。 ■ 農薬や化学肥料などの適正使用を進める。 ■ 農産物直売所の利用等、地産地消の取り組み活性化へ協力する。 ■ 開発を行う際の事前の協議を実施する。

(2) 河川の保全・身近な自然（植物・動物・里山）の保全

① 生物多様性への配慮、自然保護意識の普及啓発

野生の動植物の適切な保護やふれあいを確保し、生物多様性へ配慮します。

住民が土にふれる機会を増やし、農業や地域環境への関心を高めるために、遊休農地を活用した貸農園の整備等を促進します。

また、**住民**一人ひとりが、地域の自然環境を正しく理解し、行動できるよう、**行政**においては広報誌やホームページなどを通じて、自然環境に関する情報を発信します。また、自然環境保全に係る情報の蓄積や多様な主体との連携などによる自然環境教育や体験学習を進めます。

② 遠賀川の保全・広域連携の推進

遠賀川の水は灌漑用水、水道・工業用水として7市 14 町 1 村の暮らしの源となっており、遠賀川の保全のため、遠賀川に接している自治体で広域的な取り組みを進めて行く必要があります。遠賀川河川事務所を中心として、平成 24 年度を目標とした「遠賀川清流ルネッサンス」計画が推進されていますが、本町もその一員として、「I LOVE 遠賀川清掃活動」等のイベントや清掃活動に積極的に取り組みます。

③ 町内の河川の保全

堀川や曲川等の町内の川は、古くから人々の生活、文化と深い結びつきを持つ貴重な地域資源です。特に堀川については、農業用水路や輸送路、洪水・干害への対策として長く利用されてきましたが、近年は水量が少なく、泥がたまり、生活排水や投げ捨てられたごみのために汚れが目立ってきています。中間市や北九州市と連携し、堀川の環境改善を進めていますが、北九州市以南、河守神社付近の堀川では地域住民の高齢化に伴い、地域での掃除活動等、保全の取り組みが進んでいない状況にあります。今後は地元負担の軽減を図り、本町全体の資産として、自治会活動との連携等をはかり、堀川の保全と活用を進めます。



<河口館>

③ 身近な自然（植物・動物・里山）の保全

本町には、遠賀川で見られる動植物や里山等をはじめ、町域に存在する希少生物等の保護を図るため、これらの育成環境に配慮し、保全活動を行います。

■本町における絶滅のおそれのある野生生物のリスト（レッドリスト）

和名	分類区分	カテゴリー
ムクノキ群落 (所在地：水巻町猪熊)	植物群落	Ⅲ類
ヒメコウガイゼキショウ	維管束植物	絶滅危惧ⅠB類
カンムリカイツブリ	鳥類	絶滅危惧Ⅱ類
ハヤブサ	鳥類	絶滅危惧Ⅱ類
チュウサギ	鳥類	準絶滅危惧
ハイタカ	鳥類	準絶滅危惧
ハチクマ	鳥類	準絶滅危惧
ミサゴ	鳥類	準絶滅危惧
キュウシュウナミコギセル	陸・淡水産貝類	絶滅危惧Ⅱ類
トンガリササノハ	陸・淡水産貝類	絶滅危惧Ⅱ類

資料：福岡県の希少野生生物 ホームページ

<各主体の取り組み>

住民（家庭で）の取り組み	行政（役場で）の取り組み	事業者（事業所で）の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川の水質浄化についての意識を持ち、各種の保全活動へ協力する。 ■ 生物の生育環境の保全・創出に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ イベントや清掃活動への参加・協力・呼びかけを行う。 ■ 広域連携による河川の保全活動を推進する。 ■ 水質検査を実施し、本町を取りまく水域の水質浄化に関する情報を公表する。 ■ 動植物の生息地を保存するため、水域や水辺の環境保全に努める。 ■ 生物の保全のため、環境に配慮した農業技術の普及を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川の水質浄化についての意識を持ち、各種の保全活動へ協力する。 ■ 生物の生育環境の保全・創出に協力する。

第3節 社会環境 【歴史・文化資源の継承、景観整備】

● 現状・課題 ●

歴史的・文化的環境や良好なまち並み、清潔で美しいまち並みは快適な生活空間を構成する重要な要素であり、地域の個性を表します。良好なまち並みは住民共有の財産として不可欠な要素です。

歴史・文化資源について、本町では遠賀川の中州に広がる立屋敷遺跡があり、昭和6年に弥生時代の土器や農具・住居跡が発見され、稲作文化の発祥地として知られています。

また、堀川の開通（1762年）により、豊富な用水の恩恵を受け、稲作を中心とした純農村地域となりました。明治には、石炭鉱脈の発掘により石炭産業の町として栄え、今日の水巻町の誕生につながりました。この先人たちから引き継いだ歴史的・文化的遺産や自然の風景をはじめとした資源を適正に保存・継承し、確実に次代へと引き継ぐ必要があります。

景観について、本町では平成6年に「水巻町空き缶等散乱防止条例」を制定しています。宅地と田・畑が多くを占め、自動車等の交通量が多い本町では、雑草がある場所や幹線道路付近には、依然として空き缶等が投げ捨てられる状況があります。町内の宅地内や付近の道路では、ポイ捨て等もほとんど見られないため、今後は通行者に対してもポイ捨て防止のため、周知・啓発を行う必要があります。

本町では年に3回（3月・6月・9月）に「環境美化の日」を設定しており、町が一体となって清掃活動を行っています。また、遠賀川の近くの住民や学生のボランティア活動により、川岸等のごみを回収する「クリーン作戦」も行われ、コスモス祭りには、イベント等を実施して環境美化・環境意識の普及・啓発を行っています。今後も美しいまち並みを維持していくためにも、継続した取り組みが必要です。

■ 取り組みの方針 ■

受け継いだ歴史・文化財等の資源の保全・保護により、次代へと確実に継承し、良好なまち並みの形成に向けて、歴史的・文化的な遺産の保存や、環境美化意識の醸成や、緑化の推進など、住民の意識と自主的な取り組みの醸成までの総合的な施策を進めます。

景観の整備においては、環境美化への取り組みにより快適な環境を創出し、清潔で美しいまち並みを保つことができるよう、緑化の推進・環境美化の活動へ協力し、ポイ捨てや不法投棄をしない・させないまちを目指します。

また、宅地内等では空き缶等の散乱は減ってきているため、環境保全への次への取り組みとして、環境基本条例の制定を検討します。

(1) 歴史・文化資源の継承

① 遺跡、石炭・炭鉱等の歴史・文化資源の継承

本町の各遺跡群は遠賀川の豊かな流れとは深い関わりがあり、立屋敷遺跡、苗代谷遺跡、宮尾遺跡、鯉口遺跡、えぶり遺跡、御輪地遺跡、上二貝塚などの古代遺跡があります。このほかにも数多くの文化財が残り、そのうち重要なものは指定文化財として保護され、一部は図書館・歴史資料館に保管されています。また、本町の発展の礎ともなった石炭産業に関する歴史や関連する資料の保護・保存、継承が必要です。

行政においては、今後もこれらの貴重な資源・文化財等の保護・保存を行い、**住民**においては各種文化財等の貴重さを理解・継承し、その保全に協力します。

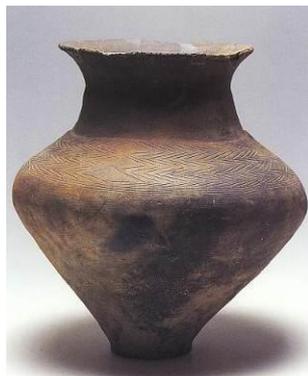
② 町内の河川の保全

堀川や曲川等の町内の川は、古くから人々の生活、文化と深い結びつきを持つ貴重な地域資源です。特に堀川については、農業用水路や輸送路、洪水・干害への対策として長く利用されてきましたが、近年は水量が少なく、泥がたまり、生活排水や投げ捨てられたごみのために汚れが目立ってきています。中間市や北九州市と連携し、堀川の環境改善を進めていますが、北九州市以南、河守神社付近の堀川では地域住民の高齢化に伴い、地域での掃除活動等、保全の取り組みが進んでいない状況にあります。今後は地元負担の軽減を図り、自治会活動との連携等をはかり、町全体の資産である堀川の保全と活用を進めます。

また、町内の河川の保全への取り組みを継続できる町内の人材や団体の育成を図ります。

<各主体の取り組み>

住民（家庭で）の取り組み	行政（役場で）の取り組み	事業者（事業所で）の取り組み
■各種文化財や郷土の歴史の価値を知り保全に協力する。	■各種文化財の保全を図る。	■各地域の事業所単位で文化財の保全に協力する。



<遠賀川式土器壺>

(2) 景観の整備

① 景観への配慮、緑化の推進

住民においては、住宅等の建設に際しては、周辺環境との調和に努め、宅地内の緑化へ協力します。また、**行政**においては、街路・公園・河川等の公共施設を景観に配慮して整備を進め、適切な緑化に努めます。**事業所**においては、施設整備や看板設置に際しては、周辺環境や行政施策との調和に努め、敷地内の緑化へ協力します。

② ポイ捨て防止・不法投棄防止等への取り組み

行政においては、条例の周知・徹底を図り、ごみのない清潔なまちの実現に向けて、空き缶や吸い殻等の散乱ごみ対策や不法投棄の防止に関する対策を進めます。**住民・行政・事業所**においては、日頃からまちの美化に努めます。

また、特に信号機付近でのポイ捨てが目立つため、**住民・行政**等では環境美化の日の清掃の際などにポイ捨てが多い場所を把握して情報を共有し、**行政**ではその箇所に対してノボリや看板等の設置を検討します。

また、**住民**においては、ペットの散歩の際のペットのフンは必ず持ち帰り、適切な後始末を行うことを徹底し、**行政**においては啓発・広報を行います。

○水巻町空き缶等散乱防止条例について

水巻町空き缶等散乱防止条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、町内における空き缶等の散乱の防止に関し、必要な事項を定めることにより、町民等、事業者、土地又は建物の占有者及び町が一体となって、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。

水巻町では、清潔で美しいまちづくりを目指すため、空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻などの「ポイ捨て」行為に対して、「水巻町空き缶等散乱防止条例」を制定しています。空き缶やたばこの吸い殻などが、道路や田んぼに「投げ捨てられたり」「置き去りにされたり」して、まちの美化促進のさまたげになっています。清潔で美しい水巻町は、町民の皆さんや事業者の皆さんの理解と協力があっはじめて実現されます。この条例は、心ないポイ捨て行為に対して自覚を促し、美しいまちづくりを進めるために平成6年に制定したものです。

資料：町ホームページ

③ 環境美化活動の推進

きれいな場所にはポイ捨てや不法投棄がされにくいと考えるため、**住民・行政・事業者**ともに、常に周辺環境美化に努めます。**行政**においては、河川に捨てられているごみの清掃活動を支援します。

<各主体の取り組み>

住民（家庭で）の取り組み	行政（役場で）の取り組み	事業者（事業所で）の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ■住宅等の建設に際しては、周辺環境との調和に努めるなど、景観づくりに協力する。 ■宅地内の緑化に努める。 ■空き缶などごみのポイ捨てはやめ、環境美化に努める。 ■ごみのポイ捨てや不法投棄をしない。 ■不法投棄の監視摘発に協力する。 ■まちの美化に関するイベントなどに積極的に参加する。 ■花や緑の植栽に協力する。 ■ボランティア団体などによる清掃活動などに参加・協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■街路・公園・河川等の公共施設整備を景観に配慮して進め、景観の向上に努める。 ■公共施設や沿道の緑化に努める。 ■公園や幹線道路等でのごみのポイ捨てを防止し、環境美化を徹底する。 ■不法投棄が法律違反であることを周知する。 ■不法投棄や散乱ごみのないまちを目指し、啓発活動を促進する。 ■環境美化推進員の活動を推進する。 ■ボランティア団体などによる清掃などの支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■施設整備や看板設置に際しては、周辺環境や行政施策との調和に努める。 ■敷地内の緑化に努める。 ■空き缶などごみのポイ捨てはやめ、環境美化に努める。 ■廃棄物は適正に処理する。 ■まちの美化に関するイベントなどに積極的に参加する。 ■花や緑の植栽に協力する。 ■ボランティア団体などによる清掃活動などに参加・協力する。

第4節 地球環境 【省エネルギー、新エネルギー対策】

● 現状・課題 ●

地球環境は、私たち人間だけでなく、すべての生命が将来にわたって生きていくためのかけがえのない基盤です。しかし、現在、気候への深刻な影響が予想されている地球温暖化は、私たち人間の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の1つとされています。平均気温や海面水位の上昇など、地球温暖化の影響は、既に世界各地で現れてきています。今後も、平均気温の上昇や、これに伴う異常気象や生態系への悪影響の拡大などが懸念されており、深刻な状況にあります。

地球温暖化の主な原因は、私たちのさまざまな活動によって発生する温室効果ガスですが、脱・温暖化へ向けた取り組みとしては、住民・事業者の一人ひとりが、エネルギー、特に化石燃料の使用を減らすよう心がけることが最も重要です。

国は、地球温暖化防止のため、2020年までに二酸化炭素を25%削減する目標を示していますが、これを達成するためには、自然エネルギーの活用や新たな技術開発などとともに、一人ひとりの取り組みが必要になります。温室効果ガス排出量は、私たちが便利で快適な生活を送ることにより増加します。このため、家庭、事業所からの温室効果ガスの排出量削減に向け、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換を図る必要があります。

本町では、中央公民館の屋根に町内公共施設では2か所目となる太陽光ソーラー発電システムを設置し、発電時に二酸化炭素が発生せず、クリーンで環境にやさしい太陽光発電を導入しています。また、庁舎内では省エネシステム照明を導入し、公用車には低公害車を購入しています。

地球環境保護のため、家庭・庁内・事業所でも省エネルギーの推進やクリーンエネルギーの活用を進めていく必要があります。住民一人ひとりが地球にやさしい行動を心がけるとともに、省エネルギー活動については継続した実践が必要です。

■ 取り組みの方針 ■

家庭、役場、事業所からの温室効果ガスの排出量削減に向け、省エネルギーへの取り組みや新エネルギーの導入を進め、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換を図ります。このような取り組みの積み重ねにより、地球環境への負荷を軽減し、低炭素社会の実現に貢献します。

※「中央公民館太陽光ソーラー発電システム導入事業」及び「庁舎内省エネシステム照明整備事業」は平成21年度国庫補助金を活用して設置しました。

(1) エネルギーの効率化の促進・新エネルギーの検討

① 省エネルギーの推進

地球温暖化の主原因である二酸化炭素排出量を削減するために、施設・建物の省エネルギー化、エネルギー効率の向上を図るとともに、情報提供や経済的な仕組みを活かして住民・事業者の省エネ型ライフスタイルへの転換を促します。また、**家庭・役場・事業所**においては、日頃の運転の中で、アイドリングストップやエコドライブの実践により、地球にやさしい運転を心がけます。

また、庁内においては、低公害車の購入と活用、庁内の照明設備のLED化により、引き続き省エネルギーの推進を図ります。

② ヒートアイランド対策の推進

役場（行政）において、夏場の冷房の省エネルギー対策として、グリーンカーテン（植物等を建物に這わせて植栽し、建築物に当たる太陽光を和らげ、室内の温度を下げる効果がある）の導入を検討します。また、このような取り組みを**家庭・事業所**にも周知・取り組みを呼びかけ、省エネルギーへの対応、ヒートアイランド対策として、町全体での取り組みの推進を図ります。また、町内の歩道等における植栽については、夏場の日よけ効果をあげられる種類の樹木の植栽を検討し、自治会での緑化の取り組みにつなげます。

③ 地域内公共交通の活用促進（再掲）

二酸化炭素排出量を削減のために、**家庭・行政・事業所**において自動車の効率的利用や公共交通機関・自転車への利用転換等、対策を図ります。また、**役場（行政）**にて実施している「ノーマイカーデー」を1か月に1度に増やすなど、地域内公共交通の利用率向上を図ります。

④ 新エネルギーの検討

本町における実施可能な新エネルギー（太陽光発電や風力発電等のクリーンエネルギー、二酸化炭素を排出しない環境にやさしい自然エネルギー等）として、太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用を図ります。しかし、太陽光発電設備の設置については大きなコストがかかるため、環境意識の啓発のアイテムとしての活用を図ります。そのため、可能な限りにおいて、**家庭、事業所**、公共施設等、町内各地での太陽光発電設置を促進します。

＜各主体の取り組み＞

住民（家庭で）の 取り組み	行政（役場で）の 取り組み	事業者（事業所で）の 取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ■省エネ、省資源活動に取り組む。 ■身近な気温上昇緩和の取り組みを推進する。（打ち水運動の推進、ゴーヤやアサガオ等によるグリーンカーテンの普及 等） ■生活習慣を見直し、温室効果ガス排出量の削減に努める。 ■環境家計簿など、温室効果ガスの排出量の把握に努める。 ■太陽光等の自然エネルギー機器設置を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■省エネ、省資源活動に取り組む。 ■身近な気温上昇緩和の取り組みを推進する。（打ち水運動の推進、ゴーヤやアサガオ等によるグリーンカーテンの普及 等） ■クリーンエネルギー、省エネルギーなどの推進により、温室効果ガス排出量の削減に努める。 ■関係機関との連携のもと、温暖化や温室効果ガスの排出状況の把握のために必要な情報提供に努める。 ■家庭・事業所・公共施設等への太陽光等の自然エネルギー機器の設置を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■省エネ、省資源活動に取り組む。 ■環境保全についての社会的責務を認識し、積極的な取り組みを推進する。 ■建物・道路等への蓄熱の抑制、建築物の遮熱性向上、高反射塗料、屋上・壁面緑化の導入に努める。 ■身近な気温上昇緩和の取り組みを推進する。（打ち水運動の推進、ゴーヤやアサガオ等によるグリーンカーテンの普及 等） ■環境管理システムを導入するなどして、温室効果ガス排出量の削減に努める。 ■温室効果ガスの排出量の把握に努める。 ■太陽光等の自然エネルギー機器設置を検討する。



第5節 循環型社会構築への取り組み 【ごみの分別・減量化、回収体制】

● 現状・課題 ●

これまでの暮らしは、大量生産・大量消費によって支えられてきましたが、その結果、増えすぎたごみの量やその処分が問題となっています。これは私たちの生活や経済活動と切り離せない問題であり、地球環境に大きな負担をかけるのと同時に、ごみ処理にかかる経費も増えてきており、住民生活及び自治体の財政に負担をかけています。

今後は循環型社会の構築を目指して、廃棄物の減量化とともに、資源リサイクル活動を促進し、廃棄物の再生利用を図り、環境負荷の軽減に努めることが求められます。そのため、本町においても排出するごみ分別の徹底と、確実な回収を行っていく必要があります。

現在、本町のごみは、遠賀郡4町と中間市で運営する「遠賀・中間リレーセンター」に収集され、集められたごみのうち、燃えるごみは北九州市の環境に配慮した施設に運ばれて処理されています。また、家庭等にとっては、出すごみの量が減ることは、使用するごみ袋の量も減ることにつながり、環境にも経済的にも好影響を与えることになります。

住民・事業所・行政が目標を共有しながら、それぞれの責任と役割を分担し、発生抑制、再使用、再生利用の取り組みを進めていくことが必要です。

■ 取り組みの方針 ■

最も身近な環境への取り組みとして、住民・行政・事業所におけるごみの分別の徹底により、処理するごみの総量の減少（ごみの減量化）、リサイクル率の向上をも図ります。

廃棄物の「リデュース（発生抑制）」「リユース（再使用）」「リサイクル（再生利用）」の3R活動を重点的に推進し、最終的には「リフューズ（断る・辞退）」「リペア（修理、修繕）」を加えた5R運動に積極的に取り組み、環境負担低減へ貢献します。

そのために、資源物回収の呼びかけを行い、集団回収拠点の設置個所を増やし、住民がリサイクル活動に取り組みやすい体制・環境づくりを整えます。住民・事業所・行政が目標を共有しながら、それぞれの担うべき責任と役割を分担し、ライフスタイルの見直し等により、持続的・発展可能な循環型社会を形成します。

(1) ごみの分別の促進

行政においては、ごみの分別普及・促進を図るために、分別方法の周知徹底として、ごみの分別方法の周知を強化し、広報や町ホームページ、出前講座の「ごみ分別についての学習会」等の各種の機会を通じて情報提供に努めます。

家庭（住民）においては、普段のごみの分別方法の見直しを行い、適切なごみの分別により、ごみの減量化を図ります。あわせて、生涯学習の出前講座等で実施されている「ごみ分別についての学習会」等への積極的な参加も期待されます。

事業者においても、事業所におけるごみの分別方法の見直しを行い、適切なごみの分別により、ごみの減量化を図ります。また、資源物として回収できるものについては、積極的に再生利用への回収ルートへ回すことが期待されます。

<各主体の取り組み>

住民（家庭で）の 取り組み	行政（役場で）の 取り組み	事業者（事業所で）の 取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみの分別排出を徹底する。 ■ 出前講座等に積極的に参加する。 ■ 資源物回収を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資源ごみの集団回収を促進する。 ■ 小売店舗等に対して資源の拠点回収をしていない企業への協力を打診する。 ■ 広報やホームページにて分別方法の周知を強化する。 ■ 出前講座（生涯学習）における周知・啓発を行う。 ■ 庁内で発生するごみの分別の徹底を進める。 ■ 適正な分別を推進し、資源ごみの回収を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみの分別排出を徹底する。 ■ 資源物回収を進める。 ■ （小売店舗等においては）レジ袋の有料化や資源の回収拠点設置に協力する。 ■ 製品はリサイクルしやすい素材や構造に改良し、リサイクルシステムの開発、導入を進める。

(2) ごみ減量化の促進

一般廃棄物については、遠賀・中間地域広域行政事務組合により処理されていますが、「分別収集計画（第6期）」や、自治体ごとに策定されている『一般廃棄物処理基本計画』等に基づき、ごみの発生抑制・減量化、再使用、再生利用を推進し、適正な処理・処分に努めるとともに、住民意識の啓発及び各種施策の推進を図ります。また、本町ではごみの減量化に対する補助及び奨励金制度を行っており、生ごみ処理容器購入補助制度、発酵促進剤購入補助制度、電動生ごみ処理機購入補助制度、資源物回収奨励金制度等にて、支援を行っています。

① 廃棄物の発生抑制（Reduce リデュース）

そもそも、ごみを出さないように、必要のないものは減らしていきます。必要なものだけを購入し、買ったものは長く利用することは、3R活動の中でも最もエネルギーや活動を必要せずに、ごみを減らす取り組みです。このような取り組みにより、ごみを極力発生しないようにしていくことが可能となります。

家庭（住民）では廃棄物の適正な処理と資源化・減量化に努めます。買い物際には買い物袋を持参し、レジ袋や過剰包装は断るようにします。

行政では廃棄物の適正な処理と資源化・減量化に関する指導を促進します。簡易包装、マイバッグ持参、資源ごみ回収などを行う3R運動を推進します。

事業所では廃棄物の適正な処理と資源化・減量化に努め、廃棄物を最終処分場まで責任をもって管理します。事業者間でのリサイクルの連携体制を整備します。5R運動に協力し、過剰包装をしないようにします。

② 再使用（Reuse リユース）

再使用（リユース）とは、不要になったものを廃棄するのではなく、各種の瓶等のように、再び製品として利用していくことです。バザーやフリーマーケット等は、自分には不要となったものをほかの人に活用してもらう、資源の節約の機会ともなります。

家庭（住民）では、使い捨て商品の購入を控え、再使用・詰替型商品を選択するようにします。

行政では、使い捨て商品から再使用・詰替型商品への移行を推進します。

事業所では部品や容器などの規格化、軽量化、再使用に努め、長期使用可能な製品の製造に心がけ、修理サービスを充実させます。

③ 再生利用（Recycle リサイクル）

再生利用（リサイクル）は、使用したもの・不要になったものを、新たなものを作るための原料として再び利用して活用することです。

家庭・事業所では、リサイクル活動へ協力し、重点プロジェクトにおいては古紙回収に協力します。また、古紙リサイクルによって生産したトイレットペーパーの活用を進めます。

行政では、リサイクル活動の推進、古紙（をシュレッダーにかけたもの）のトイレットペーパーへの再生利用を推進し、重点プロジェクトとして環境学習への活用を図ります。

<各主体の取り組み>

住民（家庭で）の取り組み	行政（役場で）の取り組み	事業者（事業所で）の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物の適正な処理と資源化・減量化に努める。 ■ 段ボールコンポストによる生ごみの発生抑制への取り組み（生ごみの肥料化）に努める。 ■ 料理をする際には、なるべく生ごみが出ないように配慮し、食べ残しが出ない分量の料理を作るように心がける。 ■ 使い捨て商品の購入を控え、再使用・詰替型商品を選択するようにする。 ■ バザーやフリーマーケット等で、不要品を提供し、リサイクルショップを利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物の適正な処理と資源化・減量化に関する指導を促進する。 ■ 備品等の購入の際には環境に配慮した製品を購入する。 ■ 「ペーパーレス化」の推進（書類を紙ではなく、データで管理する）を図り、必要に応じて印刷をするよう心がける。 ■ 使い捨て商品から再使用・詰替型商品への移行を推進する。 ■ デポジット制の導入の研究・検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物の適正な処理と資源化・減量化に努める。 ■ 廃棄物を最終処分場まで責任をもって管理する。 ■ 事業者間でのリサイクルの連携体制を整備する。 ■ 「ペーパーレス化」の推進（書類を紙ではなく、データで管理する）を図り、必要に応じて印刷をするよう心がける。 ■ 部品や容器などの規格化、軽量化、再使用に努める。 ■ 長期使用可能な製品の製造に心がけ、修理サービスを充実させる。

<各主体の取り組み>

住民（家庭で）の 取り組み	行政（役場で）の 取り組み	事業者（事業所で）の 取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ■ リサイクル活動に協力する。 ■ （重点プロジェクトにおいては）古紙回収への協力、古紙リサイクルによって生産したトイレットペーパーを活用する。 ■ 買い物際には買い物袋を持参し、レジ袋や過剰包装は断るようにする。 ■ 家電リサイクル法を遵守する。 ■ 家電の不法投棄をしないようにする。 ■ グリーン購入⁸を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 役場の備品等で不要になったものを、住民に無料提供することを検討する。 ■ 学校間（給食備品も含む）の備品等の共有化や、放置自転車の活用を図る。 ■ リサイクル活動を推進する。 ■ 古紙（シュレッダーダストにした）のトイレットペーパーへの再生利用を推進する。（重点プロジェクトにおいては）環境学習への活用を図る。 ■ 簡易包装、マイバッグ持参、資源ごみ回収などを行う3R運動を推進する。 ■ 家電リサイクル法に基づき、使用済みの家電製品などの適正な処理を促進する。 ■ 家電の不法投棄に対して適正な指導を行う。 ■ 庁内におけるグリーン購入を積極的に勧める。 ■ グリーン購入に関する情報提供や意識啓発に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ リサイクル活動に協力する。 ■ （重点プロジェクトにおいては）古紙回収に協力する。 ■ 3R運動に協力する。 ■ 過剰包装をしないようにする。 ■ 家電リサイクル法を遵守する。 ■ グリーン購入を進める。 ■ 環境に配慮した商品の製造、販売、情報提供を進める。

8 グリーン購入

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをさす。

④■【重点プロジェクト】紙資源における重点プロジェクト

可燃ごみの多くは紙類といわれており、紙類の分別排出と活用がごみの発生抑制につながり、また、最終的には資源の活用・リサイクル率の向上にも貢献することになります。

本町においては、本計画での取り組みの一つとして、まずは紙に注目し、古紙の回収の強化、古紙の再生利用を推進します。

重点プロジェクト		シュレッダーダストを活用したリサイクル活動	
【プロジェクト概要】 使用済みOA用紙等のシュレッダーダストをトイレトペーパーに再生利用し、このプロセスや取り組みを環境学習のテーマとして活用します。そのため、紙類をはじめとして、ごみの分別の細分化を図り、ごみの分別徹底を行います。			
＜各主体の取り組み＞			
住民（家庭で）の 取り組み	行政（役場で）の 取り組み	事業者（事業所で）の 取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習へ積極的に参加する。 ・家族ぐるみで取り組みに協力する。 <p>【家庭の中で出る紙類等は、可能な限り分別を行い、資源物として回収拠点に出すか、学校等における環境学習のための資源としての提供を行う 等】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機材の導入（シュレッダーダストをトイレトペーパーに再生利用できる機械）を検討する。 <p>【環境学習の推進 使用済みOA用紙等のシュレッダーダストをトイレトペーパーに再生利用し、このプロセスや取り組みを環境学習のテーマとして活用する 等】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シュレッダーダストを提供する。 <p>【事務所等で発生する不要になった紙類（シュレッダーダスト等）は、町内の学校等における環境学習のための資源として提供する。そのため、紙をはじめとして、ごみの分別徹底を図る 等】</p>	



(3) 適切な回収体制の確立

一般廃棄物については、資源物の回収率向上のため、今後は拠点回収場所での回収を重点的に進めます。そのために、拠点回収場所の見直しや、適切な排出・収集が行われるようルールの見直し等を行います。

産業廃棄物については、**行政**において、県や関係機関と連携して、排出抑制・減量化・有効利用や適正処理等の促進に努めます。また、多量排出予定事業所となる**事業者**に対して、減量計画の策定を促進します。

<各主体の取り組み>

住民（家庭で）の取り組み	行政（役場で）の取り組み	事業者（事業所で）の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ■資源物の回収率向上のために協力する。 ■回収場所を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■資源物の回収率向上のための啓発を行う。 ■拠点回収場所の見直し等を含めた回収方法の再検討を行う。 ■産業廃棄物についても排出抑制・資源化・減量化を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■回収場所を提供する。 ■産業廃棄物についても排出抑制・資源化・減量化を促進する。



第6節 環境学習推進に向けた取り組み 【学校教育・生涯学習における環境学習】

● 現状・課題 ●

環境教育・環境学習は環境保全活動を促す有効な手段であり、地球温暖化や廃棄物の増加など、今日の環境問題の解決には一人ひとりがあらゆる場面で環境とのつながりを認識し、環境の保全と持続的な発展のための着実な実践が求められています。

国は環境保全に対する国民の意識・意欲を高め、持続可能な社会を構築することを目的として平成15年に「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を制定しています。

住民一人ひとりが日常生活と環境との関係について、理解と認識を深めるため、学校、家庭、地域、職場などの多様な場で、それぞれに応じた環境教育・環境学習を推進する必要があります。

町広報では、郡内共通テーマの広報も含めて、住民の環境意識の啓発を図っています。生涯学習においては、副読本の作製や出前講座（環境に関するもの）を実施し、学校における環境教育については、社会科の中で環境に関する勉強（遠賀・中間リレーセンターの見学やごみ減量化等）、空き缶ポイ捨て防止ポスター等、小学校独自の環境への取り組みも行われています。

また、町内の事業所従事者は町外住民が多い傾向にあり、日中過ごす時間を考えると、事業所に対しても本町の環境活動に協力を求める必要があります。

本町における今後の環境施策の推進のために、学校教育や生涯学習における学習機会を創出し、環境に関する情報の提供を通じて、環境教育・学習を進める必要があります。

■ 取り組みの方針 ■

環境保全に対して、責任ある行動を自主的・主体的に行える人材を育成し、学校、家庭、地域、職場等の多様な場、機会での環境教育・環境学習の充実を図り、環境とくらしの調和を目指します。

住民・事業所の環境保全意識の高揚を図るために、環境に関する情報を積極的に発信していく必要があります。環境保全の人づくりと地域づくりを一体的に捉えて、地域の特性を活かした環境活動の実践を目指します。

また、次世代を担う子どもたち、特に小・中学生を対象とした環境教育を重点的に進めます。そのために、地域における取り組み・人材の育成への支援も行っていきます。積極的な参加を促すために、各種施策を充実させていきます。

(1) 環境学習推進のための啓発

① ■【重点プロジェクト】庁内に向けた啓発・推進体制の整備

本計画の推進を図っていくにあたり、役場職員に対して環境に関する情報提供、啓発を十分に行っていくことが、今後の環境施策を進めていく上では重要な取り組みとなります。そのために、環境学習についての啓発として、**行政**においては、職員研修等を実施して、職員の環境意識の向上を図ります。

また、これまで住民課環境保全係が担当した環境分野の事務事業を、改めて環境部局として独立設置することにより、環境施策を展開させるための足がかりとします。

今後、本計画を推進するにあたり、庁内の連携体制を構築し、住民への情報提供や環境学習の情報提供を可能とする体制の構築を図ります。

また、**行政**においては、県や関係機関、地域と連携し、環境学習の推進のための講師・ボランティア等、地域のリーダーとなる人材育成の推進を図ります。

② ■【重点プロジェクト】住民・事業所に向けた啓発

行政においては、**住民や事業所**を対象に広報やホームページ等での周知・啓発を行い、身近な環境で問題となっている事柄や地球規模での環境問題について知る（気づく、意識する）機会を提供します。また、学校教育や生涯学習における環境学習において、講師やボランティアとして取り組める人材・団体の育成を図ります。

<各主体の取り組み>

住民（家庭で）の取り組み	行政（役場で）の取り組み	事業者（事業所で）の取り組み
■身のまわりの環境について関心を持ち、日常生活を見直す。	■住民や事業所に対して、環境保全意識の啓発に努める。 ■職員の環境保全意識の高揚に努める。	■社員の環境保全意識の高揚に努める。

(2) 学校教育における環境学習の推進

平成 18 年に教育基本法が改正され、第 1 章第 2 条第 4 項に「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が教育の目標に示されました。これをうけて平成 19 年に、学校教育法第 21 条第 2 項に「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」と目標が規定されました。

① 推進体制の整備

行政においては、子どもたちの環境に関する活動が環境意識の向上や社会貢献につながるようなしなやかな構築を構築します。そのために、**行政**では町の情報や方針、本町の環境に関する情報の即時的な提供を行い、学校・教育現場と密接に連携を図っていきます。

また、**住民・事業所**と連携して、学校教育や生涯学習の分野における連携を深めて、本町の環境学習としての推進を図るとともに、環境先進地である北九州市との連携も深めていきます。

② ■【重点プロジェクト】 学校教育における「水巻町型環境学習」の推進

本町の学校教育における環境学習として、「水巻町型環境学習」の確立を目指して環境学習の体系化を図ります。この「水巻町型環境学習」を構築するにあたっては、まず、庁内での推進体制を確立し、環境に関する情報の収集と、学校教育における環境学習への情報提供体制を整えます。

また、学校教育における「水巻町型環境学習」の推進にあたっては、今まで実施されてきた環境学習のテーマ・取り組みと整合性を図りながら、役場から情報やカリキュラムの案の提供等を進めて積極的に人材育成を図っていきます。

行政においては各学校に対して、環境分野の学習を行う「総合的な学習の時間」の際（小学校 3・4 年生と中学校 1 年生）に活用できる、各種の環境学習に関する情報等を「水巻町環境学習カリキュラム」として提供します。課外学習等の際には、児童生徒の移動手段等もあわせて確保する等、各小中学校で環境学習を担当する教師が授業に取り組みやすい環境を整えます。

まず、「水巻町型環境学習」の一つ目のテーマとして、「古紙（シュレッダーダスト）」をテーマとした重点プロジェクトを推進します。体験型の環境学習を目指し、古紙（シュレッダーダスト）を活用した学習ができる体制の整備（シュレッダーダストをトイレットペーパーに再生利用できる機械購入）・設備の導入を検討しますが、費用対効果と活用方法について十分な検討を重ねていきます。

重点プロジェクト	学校教育における「水巻町型環境学習」の推進	
<p>【プロジェクト概要】</p> <p>町と小学校が「エコ」を切り口にして、小・中学校の9年間のうち、特に小学校3・4年生と中学校1年生時での環境教育カリキュラムを設定します。</p> <p>役場では、授業を行う先生に向けて、環境教育のためのアイテムや講師等の人材の紹介、研修に行くためのマイクロバスやカリキュラム等を提供します。「水巻町の環境学習」として、メニュー化を目指します。</p> <p>環境学習のテーマの一つとして、シュレッダーダストで、トイレトーパーを作るができる機械の購入を検討します。</p> <p>この機械を活用し、環境教育の一環として、小・中学生に機械でトイレトーパーを作ってもらい、地域の福祉施設や公共施設にトイレトーパーを届けてもらいます。</p> <p>また、資源となるシュレッダーダストは役場や工業団地から提供し、提供してもらったお返しとして、子どもたちからの感謝状を渡すなどの取り組みも、地域づくりの一つとして期待されます。地域活動や学校との環境教育での相互協力等を検討します。</p>		
＜各主体の取り組み＞		
住民（家庭で）の取り組み	行政（役場で）の取り組み	事業者（事業所で）の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ■家庭内でも、環境にやさしい行動を実践する。 ■地域の小・中学校の環境学習への積極的な参加・協力（運営支援・講師等）をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■シュレッダーダストからトイレトーパーを作る機械の購入を検討する。 ■「水巻町型環境学習カリキュラム」の検討への全庁的な協力をする。 ■町内の環境に関する情報等の即時的な提供を行う。 ■庁内の連携により、環境学習の推進を図る。 ■地域の小・中学校の環境学習への協力・支援をする。 ■環境学習・環境教育の場の充実を図る。 ■学校での総合的な学習、課外活動の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■古紙やシュレッダーダストを提供する。 ■環境学習・見学・研修地として協力する。

(3) 生涯学習における環境学習の推進

① 推進体制の整備

行政においては、誰でも気軽に環境学習や環境教育に取り組める場・機会づくりを進めます。さらに、日々の生活や事業活動が環境に与える影響を認識し、自ら行動することの意義、効果的な行動の内容・方法を考え、行動する場・機会づくりを進めます。

また、現在実施されている環境分野の生涯学習の出前講座等に加えて、学校教育と連携した生涯学習のメニュー化を検討します。そのために、必要な情報の収集や推進体制の整備を図るとともに、**家庭（住民）・学校・職場（事業所）**における一貫した環境学習のメニューが提供できるよう、関係課・機関と連携を図ります。

② ■【重点プロジェクト】環境分野における生涯学習「水巻町型環境学習」の充実

行政においては、**住民・事業所**の環境問題に対する意識を高め、ともに積極的に環境保全に取り組んでもらうための環境整備として、環境シンポジウム等の開催に努め、これを契機として、環境保全活動への参画を促進します。**住民・事業所**においては、このような機会を捉えて、積極的に参加・協力します。

また、効果的で継続性のある環境学習を推進する観点から、**家庭・地域・学校・事業所**等の多様な場所において、環境教育・学習を行うための仕組みとして、環境教育・学習機会の拡充、教材の提供、指導者の育成、拠点施設の活用等、施策の推進を**住民・行政・事業者**の参加と協働によって進めます。

<各主体の取り組み>

住民（家庭で）の 取り組み	行政（役場で）の 取り組み	事業者（事業所で）の 取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ■身近な環境保全・創出活動を通じた環境教育・学習を推進する。 ■環境教育・学習のための教材の活用を図る。（副読本の活用、環境教育手引き書 等） ■体験活動などを通じて、環境に対する自主的な学習に努める。 ■開催する地区学習会や環境シンポジウム、フォーラムに積極的に参加する。 ■地球環境問題についての知識、理解を深める。 ■環境ボランティアとして環境教育・環境学習に参加・協力する。 ■環境保全に関するイベントに積極的に参加・協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■環境教育基本方針の策定・推進を図る。 ■環境に関する指導者の育成等、重点的に人材育成を進める。 ■環境教育・学習のための機会の拡充、シンポジウム等の開催に努める。 （環境教室や出前講座の開催、山間地と連携したエコツアー等の実施、こどもエコクラブ事業の推進 等） ■様々な環境学習資源を通して、地域の特色を活かした環境教育を進める。 ■地球環境問題に関する教育を促進する。 ■関係機関との連携のもと、環境教育の継続的・効果的な実施のための人材の育成、確保とともに、人材情報の提供に努める。 ■環境関連イベントの開催を推進し、環境保全活動への住民参画の促進を図る。 ■コンテスト・表彰制度 （リサイクル・省エネルギー活動、環境美化・清掃活動、環境教育活動等、地域や職場で環境の向上に結びつく活動を実施した住民・事業者・団体等の表彰等を行う） 	<ul style="list-style-type: none"> ■環境マネジメントシステムを推進する。 ■社員に対する環境学習の機会づくりに努める。 ■社内における環境学習・環境教育の機会を設ける。 ■地球環境問題についての知識、理解を深める。 ■環境ボランティアとして環境教育・環境学習に参加する。 ■環境保全に関するイベントに積極的に参加・協力する。

(4) 環境に関する情報の周知

① 環境に関する情報の収集・整理・提供

より効果的な行動を推進するために、多くの人や様々な主体が交流・連携し、ともに取り組む仕組みをつくります。また、**行政**においては、環境問題についての広報（コラムの連載等）を行い、継続的な情報の周知を進めます。本町ホームページ等で、町内の情報はもとより、北九州市等の近隣の市町で開催される環境に関するイベント等の情報の提供を積極的に進めます。

環境施策の推進や環境教育・学習等の推進を図るために、町域の環境の現状をはじめとする環境の保全と創造に関する情報を広く収集・整理し、**住民、事業者**、環境保全団体等の各主体のニーズに対応したわかりやすい環境情報の提供を行います。

② 環境学習に関する拠点の確保

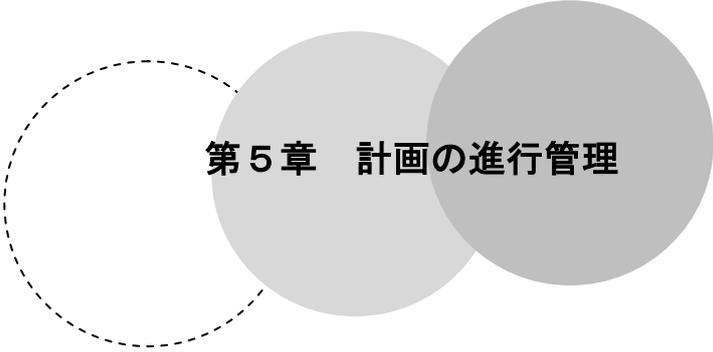
環境教育・学習を効果的に進めるための拠点として、遠賀・中間リレーセンターや中間・遠賀リサイクルプラザ等のこれまでも利用されてきた既存施設を最大限に活用します。多様な主体での取り組みを実現するため、企業や地域活動の施設とも連携し、**行政**においては各種の情報提供・支援を行います。加えて、環境先進地である北九州市との連携を深め、環境学習の充実につなげます。

③ 各主体における情報の共有

住民・行政・事業者等との双方向による情報交換が可能となるシステムを確立し、**住民・行政・事業所**の三者の意見交換会の実施や、本町の環境に関する情報を提供するブログ等の設立等、各主体が共有することが可能な環境情報ネットワークの構築を図ります。

<各主体の取り組み>

住民（家庭で）の取り組み	行政（役場で）の取り組み	事業者（事業所で）の取り組み
<ul style="list-style-type: none">■住民サイドからの情報発信や情報の活用を図る。（ウェブサイト の充実、広報誌、自治会回覧板等への掲載）■環境情報の収集・交換を積極的に 行う。	<ul style="list-style-type: none">■環境教育・学習の拠点の有効活用を推進する。■環境に関する情報を、多様な媒体を通じて広く提供する。■環境に関する情報を定期的に公表する。	<ul style="list-style-type: none">■WEB・掲示板、ブログ、メルマガ等による情報提供・交流を検討する。■住民・事業者等との意見交換会の開催を検討する。■環境保全に関する取り組みをPRする。



第5章 計画の進行管理

第1節 計画の推進体制

第2節 協働体制

第3節 進行管理

第 5 章 計画の進行管理

第 1 節 計画の推進体制

本計画を具体化していくために、**住民、行政、事業者**が連携をとりながら協働で推進していくことが重要です。そのため、関係者からなる必要な推進体制を確立し、的確な進行管理を行うとともに、基本施策の展開や重点プロジェクトの実施に向けた具体的検討や関連計画との調整、財政面の充実等を図ります。

(1) 水巻町環境審議会の拡充

「水巻町環境審議会」は本町の環境状況を把握し、施策への提言を行う組織として、今後一層の拡充が必要です。今後は住民代表の委員数の拡大や、住民団体の代表やPTA等の構成員の幅を広げ、地域の課題を話し合う場を継続的に確保していくことを検討します。

(2) 庁内の推進体制の整備

環境基本計画を推進する担当課の設置が必要であり、現課から情報を発信していくことが重要です。

また、この計画に基づいて実施される各種事業の効果的な推進に向けて、庁内の各課の連携・強化を図ります。このような庁内の推進体制の整備を図るために、各種計画との連携や必要に応じて実施計画を策定します。

① 『水巻町環境行政推進庁内会議（仮称）』の設置の検討

環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に進めるための体制「水巻町環境行政推進庁内会議（仮称）」の設置を検討します。この組織を活用して、行政が主体として取り組むべき施策・事業に対して環境を基調とした配慮がなされるよう総合的な調整を行うとともに、本計画に基づく施策・事業の積極的な推進と進捗状況の的確な把握・評価を行う等、計画の進行管理に努めます。また、従来の概念を超えた予期できない環境問題が発生した場合においても、本組織を柔軟に活用します。

② 各種計画との連携

本計画の実効性を高めるため、環境の保全・創出と関連のある各種計画との積極的に調整・連携を図るために、『水巻町環境行政推進庁内会議（仮称）』をはじめとする連絡・調整の場、事務事業評価の仕組み等を活用します。

③ 主要分野の実施計画

本計画に基づく環境施策の推進や適切な環境配慮等について、その実効性を高め、より効果的な推進を図るためには、主要な分野について、個別の実施計画や指針等を必要に応じて策定します。また、行政とともに、**住民、NPO及び事業者**等は計画推進の主たる担い手であることから、計画の周知徹底や、それらによる身近な地域での自主的な環境保全活動の支援を行うとともに、各主体間のネットワークづくりによる計画推進母体の整備を図る等、計画推進に参加・協働することのできる仕組みづくりに努めます。

(3) 継続的な環境施策の実施

計画策定後の対応として、環境審議会の継続的な開催により、本計画の進捗状況の把握と提言を行うことを検討します。

(4) 環境情報の収集および提供

環境施策を推進するため、環境の現状、環境への負荷、施策の実施状況等に係る環境情報を体系的に整備し、利用を図ります。

また、環境教育・環境学習の充実を図るため、**住民や事業者**、民間団体による自発的な環境に配慮した行動の促進に資することができるよう、様々な要請に応じた情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努めます。あわせて、必要な情報を提供・共有していくためにも、庁内における連携体制の構築・充実を図ります。

(5) 広域的な連携の推進

遠賀川の保全やディーゼル車排出ガスによる大気汚染の低減や、地球温暖化防止等のためには、町域における取り組みだけでなく、関係機関や近隣自治体との協調と連携が必要です。また、環境先進地である北九州市との連携を深め、全ての住民の環境意識を醸成していくことが必要です。

(6) 財源の確保

望ましい環境像の実現に向けた良好な環境の保全、創造を安定的かつ継続的に進めていくために、必要な財政的措置を図るとともに、国や県等の補助制度の活用や新たな基金制度の創設、**住民・行政・事業所**が一体となって財源の確保に努めます。

財政的措置には、施策の重要度や緊急度を勘案し、計画に掲げる施策の進捗状況や環境の状況を踏まえた上で、特に重点プロジェクトにおける取り組み事項の実効性が確保されるよう、適切な措置に努めます。また、各種の施策を将来にわたって、継続的に進めていくにあたり、適切な費用負担のあり方や経済的手段の導入等について順次検討を進めていきます。

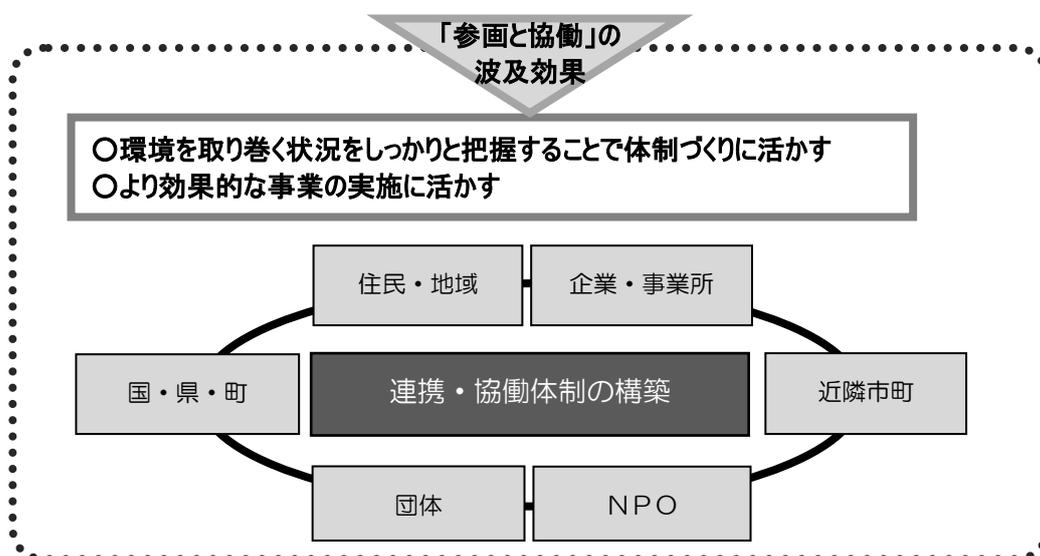
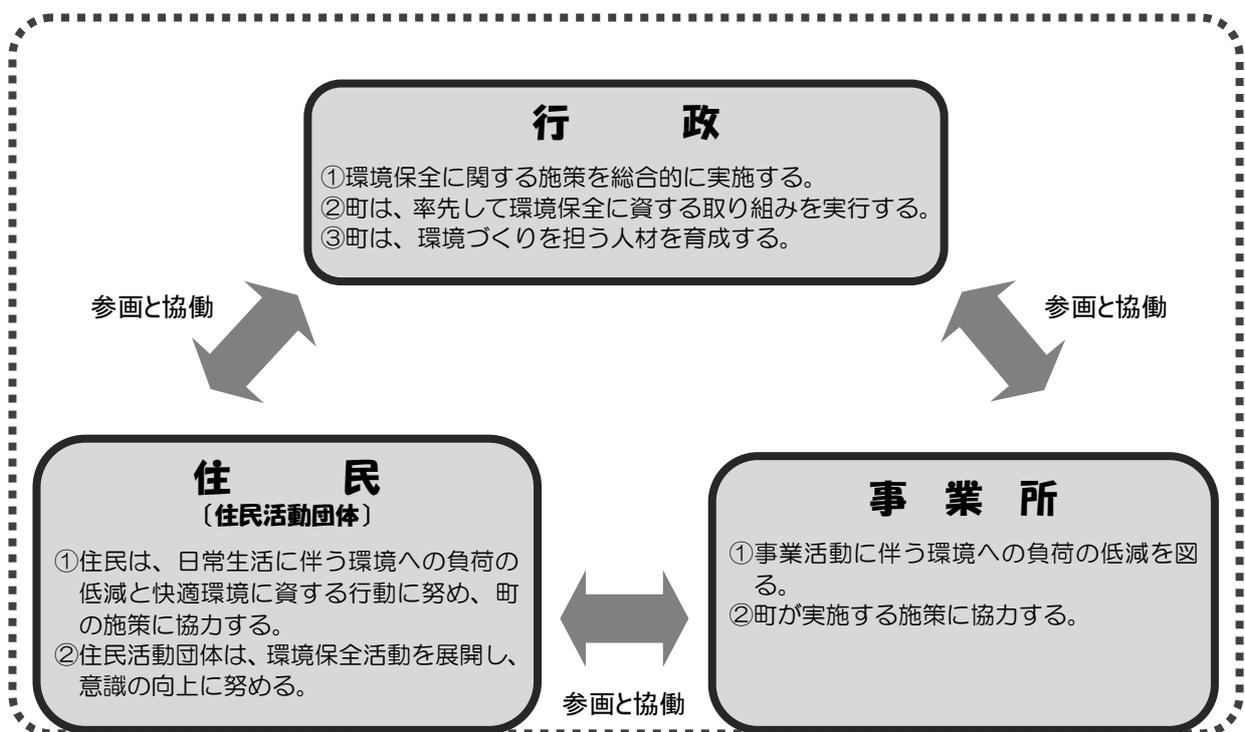
また、啓発にて投資したものは、本町におけるごみの総量の減量化などの成果を目指して、財政の支出減少によって取り返していけるような取り組みも必要です。

第2節 協働体制

本計画の推進にあたっては、**住民・行政・事業者**がそれぞれの役割を認識し、継続的に、協働しながら取り組む必要があります。

その中で、行政の役割は計画の実現に向けて、環境保全に関する施策を総合的・計画的に進め、各主体の環境に対する取り組み・行動を促進していく仕組み・制度の整備を推進します。さらに、行政が率先して環境への負荷の低減を図るため、環境保全に資する事務改善行動を、積極的に継続実施する必要があります。

■【再掲】 住民・行政・事業所の連携・協働体制イメージ図（案）

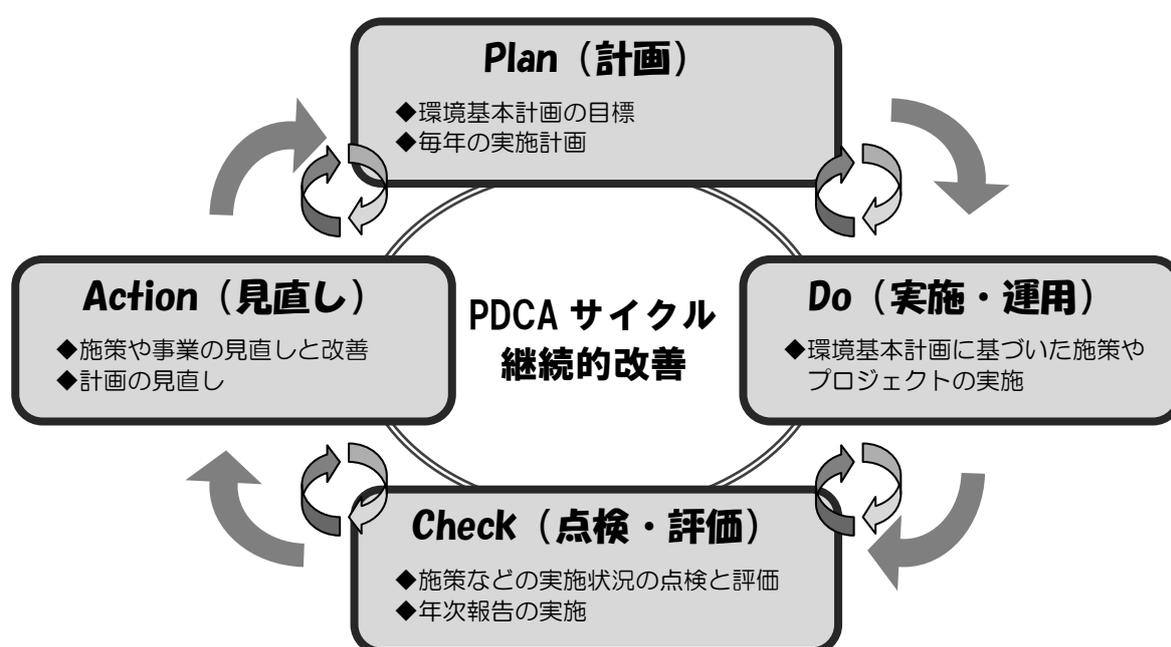


第3節 進行管理

本計画の推進にあたっては、環境マネジメントシステムの考え方を採り入れて、PDCAサイクルにより計画の進行管理を行います。

PDCAとは、Plan（計画）、Do（実施・運用）、Check（点検・評価）、Action（見直し）のことで、これらを繰り返し行っていくことで計画の進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図ります。PDCAの大きなサイクルとともに、プロセス間の小さなサイクル（調整）を確実に行うことで、全体の実効性を高めます。

■PDCAサイクルイメージ図



第 6 章 資料編

策定経過

日 程	内 容
平成 22 年 10 月 14 日 第 1 回水巻町環境審議会	委嘱状の交付、会長及び副会長の選任 水巻町環境基本計画の策定にあたって、スケジュール等
平成 22 年 11 月 18 日 第 2 回水巻町環境審議会	水巻町の環境における現状と課題、 水巻町における環境への取り組み体系案、 重点項目についての検討
平成 22 年 12 月 22 日 第 3 回水巻町環境審議会	施策の展開についての検討（その 1：「循環型社会の構築」について）
平成 23 年 1 月 27 日 第 4 回水巻町環境審議会	施策の展開についての検討（その 2：循環型社会の構築（前回協議 による修正箇所）の報告）、環境教育について）
平成 23 年 2 月 23 日 第 5 回水巻町環境審議会	計画の体系図、水巻町環境基本計画素案について
平成 23 年 3 月 25 日 第 6 回水巻町環境審議会	水巻町環境基本計画案について

水巻町環境審議会委員名簿

選出団体	氏 名	所属等	備考
学識経験者	二 渡 了	北九州市立大学 大学院国際環境工学研究科教授	会長
町議会議員	船 津 宰		
	井 手 幸子		
	野 添 晴也		
住民代表	梶 山 稔		
行政機関	宮之脇 健二	宗像遠賀保健福祉環境事務所 環境指導課長	
	小 河 剛	水巻町都市計画審議会委員	副会長
	嶋 田 幸次 (牟田 孝則)	水巻町住民課長	

水巻町環境審議会条例

○水巻町環境審議会条例

平成6年9月30日条例第10号

改正

平成18年1月25日条例第16号

水巻町環境審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全に関して、基本的事項を調査審議等を行うため、水巻町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置し、住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、水巻町内における環境の保全に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。ただし委員が任命されたときの要件を欠くにいたったときは当該委員は、その職を失うものとする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 会長は、必要に応じ、特定事項を調査審議するため専門部会を置くことができる。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、公害に関する事務を担当する課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が決定する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(公害対策審議会条例の廃止)

2 公害対策審議会条例(昭和47年条例第24号)は、廃止する。

附 則(平成18年1月25日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、同日以降初めての委員改選時から適用する。

部門別 CO2 排出量

本町の平成20年の部門別 CO₂ 排出量は、次のとおりです。

(単位：千トン CO₂)

部 門 名		CO ₂ 排出量	
		平成20年	
産業部門	製造業	51.4	
	建設・鉱業	3.3	
	農林水産業	0.0	
	小計(①)	54.7	
家庭部門(②)		36.0	
業務部門(③)		30.6	
運輸部門	自動車	(旅客)	19.7
		(貨物)	9.9
	鉄道	1.9	
	船舶	0.0	
	小計(④)	31.5	
廃棄物部門(⑤)		19.8	
合 計(①+②+③+④+⑤)		172.6	

【参考：部門別 CO₂ 排出量の算定手順について】

本町の部門別 CO₂ 排出量は、環境省作成の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版」に沿って算定しています。

算定式は次のとおりです。

産業部門（製造業）＝（都道府県の製造業の炭素排出量／都道府県の製造品出荷額等）
×水巻町の製造品出荷額等×（44／12）※分子量を使って炭素を二酸化炭素に換算

産業部門（建設・鉱業）＝（都道府県の建設業・鉱業の炭素排出量／都道府県の従業者数）
×水巻町の従業者数×（44／12）

産業部門（農林水産業）＝（都道府県の農林水産業の炭素排出量／都道府県の従業者数）
×水巻町の従業者数×（44／12）

家庭部門
＝（都道府県の家庭部門の炭素排出量／都道府県の世帯数）
×水巻町の世帯数×（44／12）

業務部門
＝（都道府県の業務部門の炭素排出量／都道府県の床面積）×
水巻町の床面積×（44／12）

運輸部門（自動車）＝（全国の自動車車種別の炭素排出量／全国の自動車車種別保有台数）
×水巻町の自動車車種別保有台数×（44／12）

運輸部門（鉄道）＝（全国の運輸鉄道炭素排出量／全国の人口）×水巻町の人口
×（44／12）

運輸部門（船舶）＝（全国の運輸船舶炭素排出量／全国の入港船舶総トン数）
×水巻町の入港船舶総トン数×（44／12）

一般廃棄物（プラスチック類）＝焼却処理量×（1－水分率）×プラスチック類比率×2.69

一般廃棄物（合成繊維）＝焼却処理量×0.028×2.29 ※焼却量の種類別排出係数
※全国平均合成繊維比率 ※焼却量の種類別排出係数

※産業部門の「都道府県の従業者数」「水巻町の従業者数」については、従業員数の把握に用いる事業所・企業統計が5年に1度の全数調査データを使用しているため、平成18年度データを使用しています。

水 卷 町 環 境 基 本 計 画

発行年月 平成 23 年 3 月

発 行 福岡県 水巻町

編 集 水巻町役場 住民課 環境保全係

住 所 〒807-8501

福岡県遠賀郡水巻町頃末北 1 丁目 1 番 1 号

T E L 093-201-4321 (代表)

e-mail : info@town.mizumaki.lg.jp